

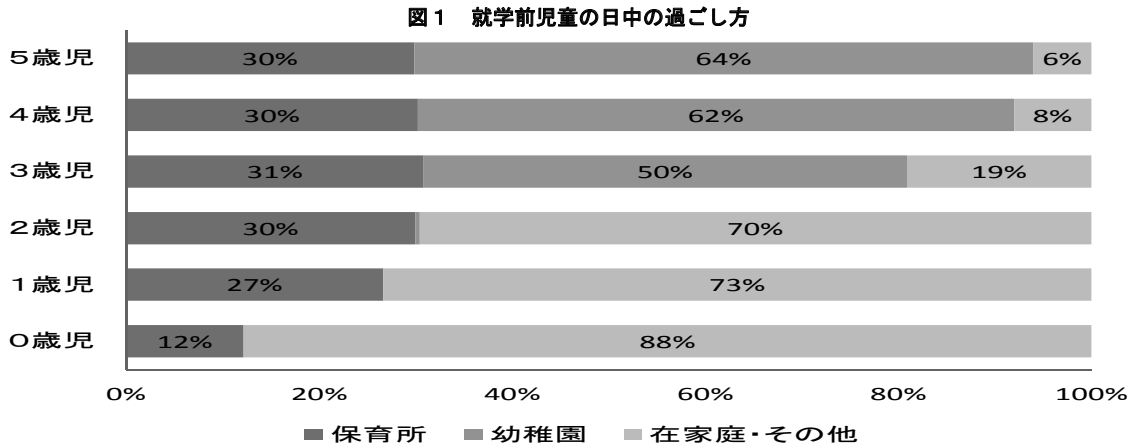
2 札幌市の子ども・子育ての現状

1 子どもの現状

1 子どもの育ちに関すること

■札幌市の就学前児童の日中の過ごし方（図1）

札幌市の就学前児童が日中に過ごす場を見ると、3歳未満の児童の約8割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園を利用しています。

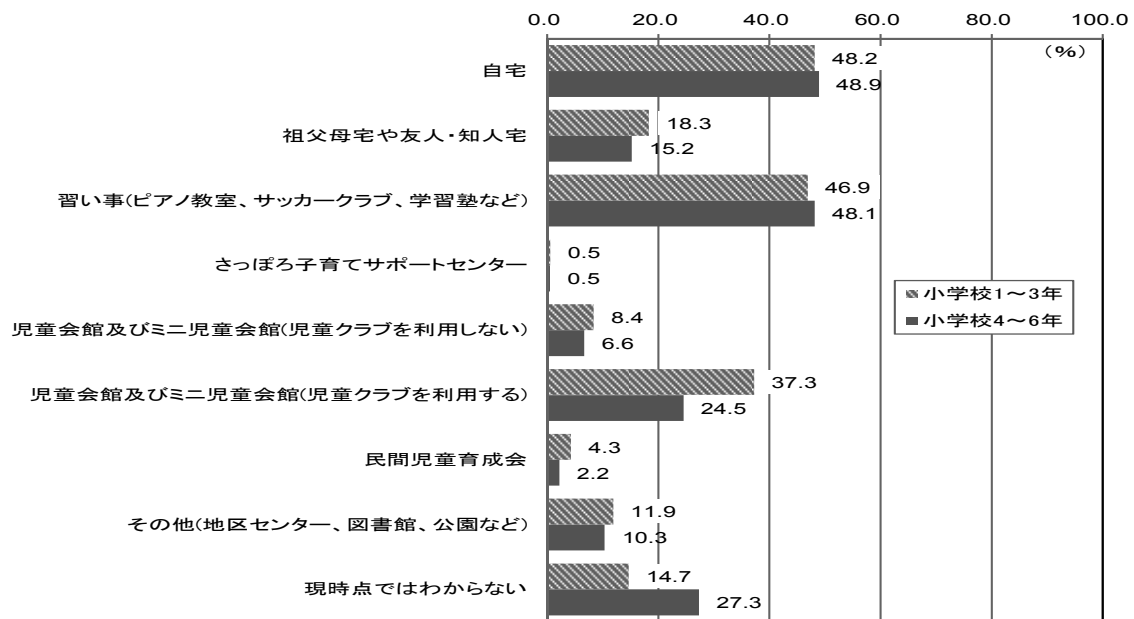


■小学校就学後の放課後の過ごし方（図2）

学年に関わらず、いずれも「自宅」と「習い事」が4割を超えています。

「児童会館及びミニ児童会館¹²（児童クラブ¹³を利用する）」では、高学年に比べ低学年の利用希望が高いことが分かります。

図2 放課後の時間を過ごさせたい場所（※回答者は5歳以上の就学前児童の保護者）

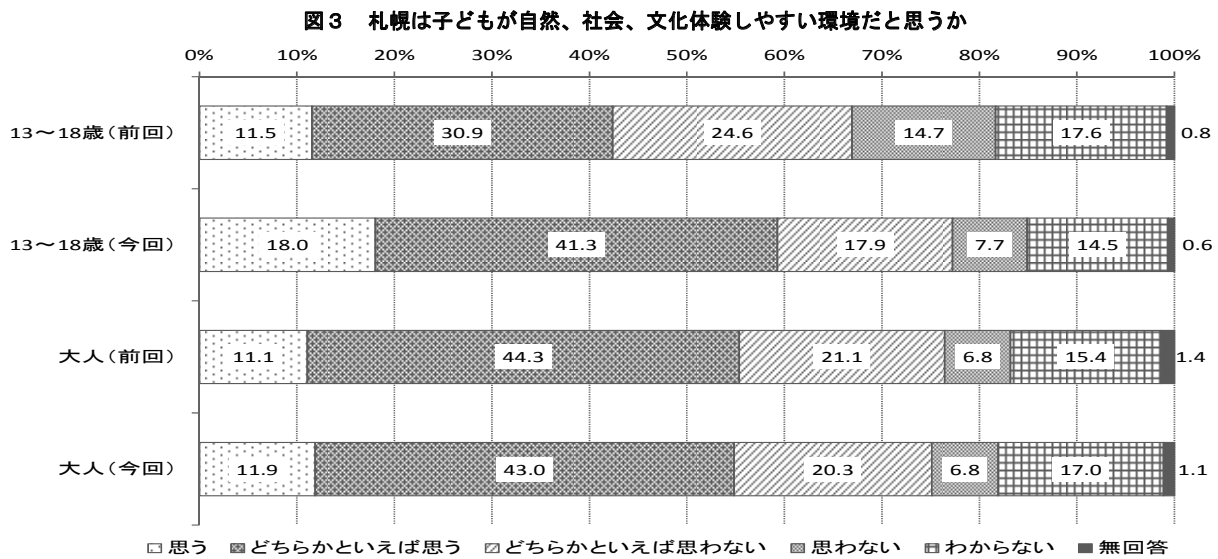


¹²【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

¹³【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

■体験活動について（図3）

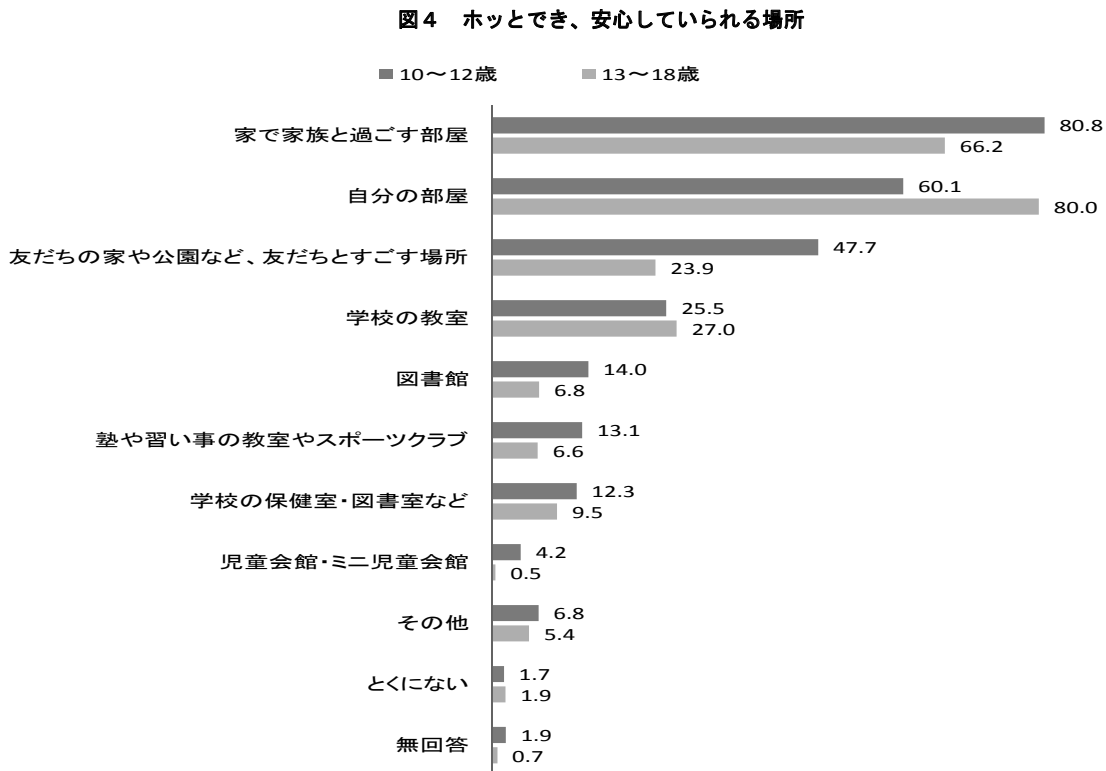
体験活動がしやすい環境だと「思う」（「思う」と「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合は、子どもが59.3%、大人が54.9%となっており、子どもが前回から16.9ポイントと大きく増加したのに対し、大人はわずかですが減少しています。



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）
 ※前回の調査は平成21年度

■安心していられる場所（図4）

「家で家族と過ごす部屋」と「自分の部屋」の自宅内が、いずれの年齢においても6割を超えており、10～12歳では「家で家族と過ごす部屋」が、13～18歳では「自分の部屋」が8割を超えています。



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）

■いじめ・不登校（図5、図6）

図5のとおり、小学生・中学生の1割程度の子どもが、いじめられたことがあると回答しています。

また、図6のとおり、不登校の児童・生徒数は、1,600～1,700人台（在籍率1.2%前後）で、おおむね横ばいに推移しています。

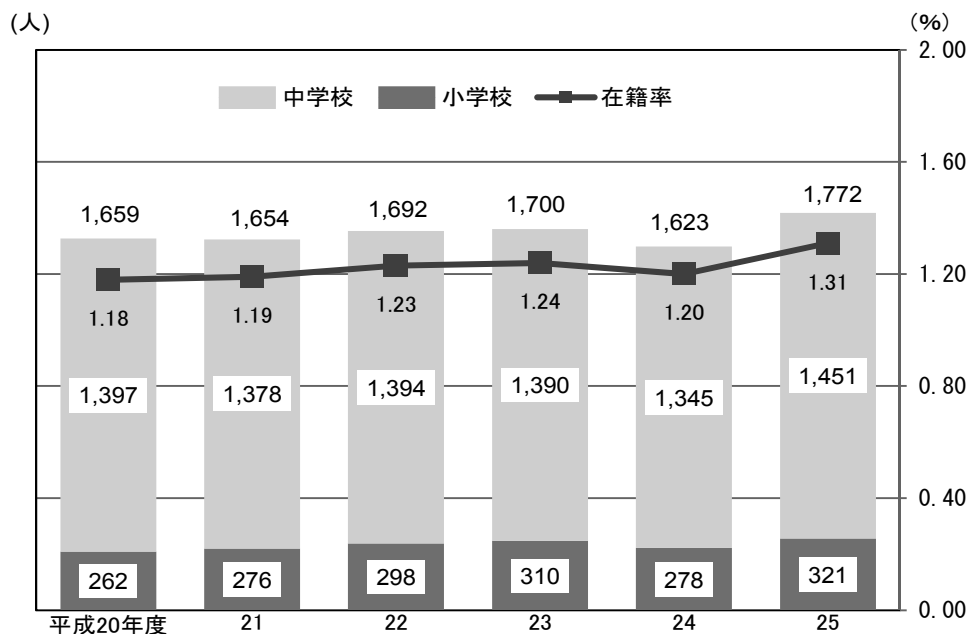
図5 いじめられたことがあると思う児童の推移

※平成23年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問、
平成24年度からは「今の学年になってからいじめられたことがあるか」という設問



資料：札幌市「悩みやいじめに関するアンケート調査」

図6 札幌市における不登校児童・生徒数の推移（市立小学校、中学校）

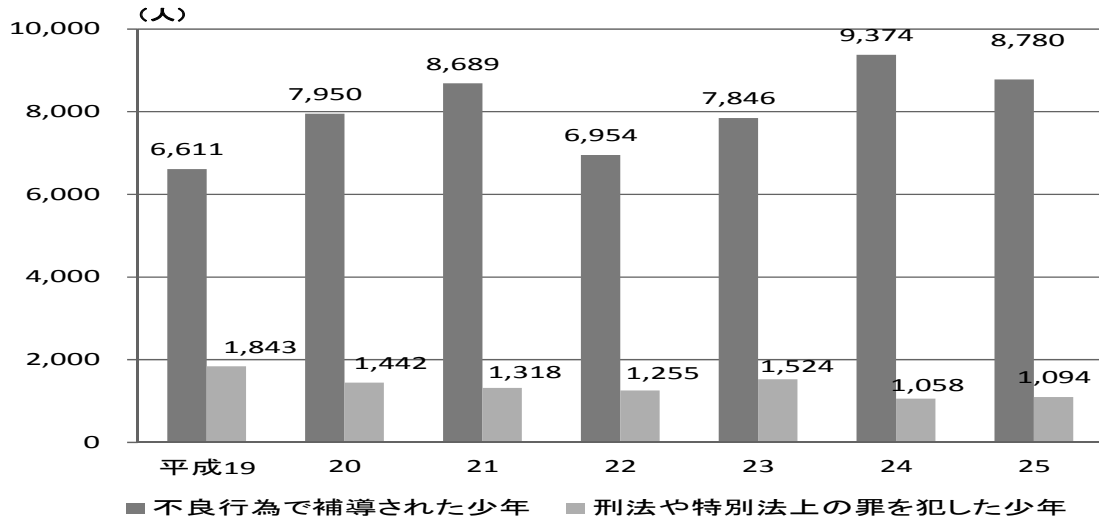


資料：札幌市教育委員会

■少年非行・少年犯罪（図7）

不良行為で補導された少年の人数は増加傾向にあり、平成25年には8,780人となっています。一方、刑法や特別法上の罪を犯した少年の数は減少傾向にあり、平成25年は1,094人となっています。

図7 札幌市内警察署における少年非行・犯罪の状況



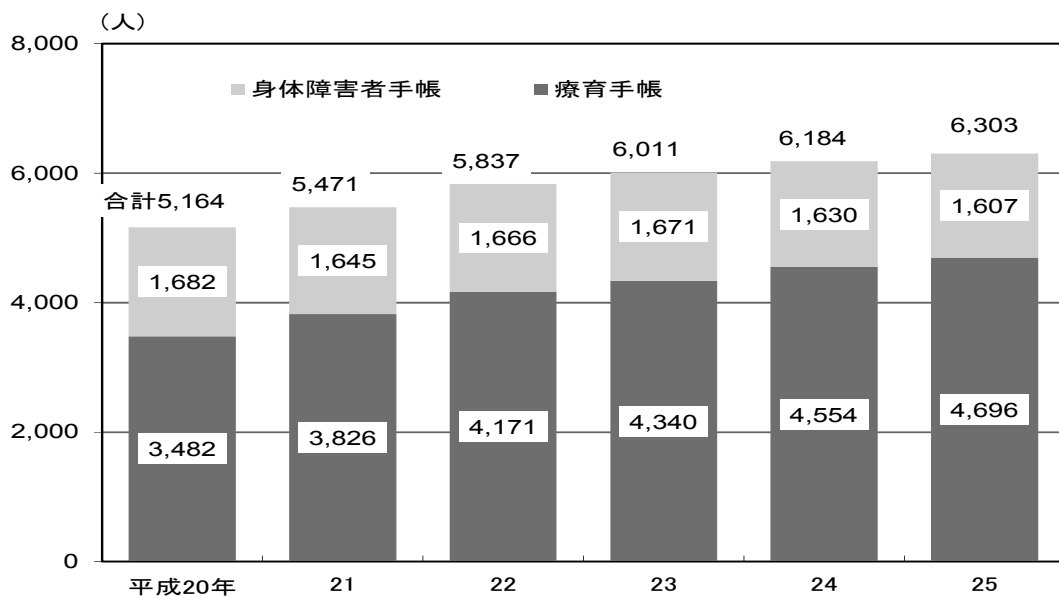
資料：北海道警察本部

■障害者手帳・療育手帳保持者（図8）

札幌市における18歳未満の子どもの身体障害者手帳の所持者数は、1,600人程度でおおむね横ばいに推移しています。

一方、知的障がいのある方の状況や相談記録を記載した療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、平成20年と平成25年を比較すると34.9%増加しています。

図8 札幌市における18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数



資料：札幌市保健福祉局

■通所サービスの利用人数（表1）

発達に遅れがあることなどにより、児童発達支援などの通所サービスを利用する子どもは年々増加しています。

表1 札幌市における児童に係る通所サービスの利用人数推移

通所サービス	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童デイサービス※	2,284	1,734	2,385	2,991	—	—
児童発達支援	—	—	—	—	1,920	2,104
医療型児童発達支援	—	—	—	—	39	63
放課後等デイサービス	—	—	—	—	1,834	2,383
保育所等訪問支援	—	—	—	—	18	33

※平成24年4月より、就学状況に応じて児童発達支援または放課後等デイサービスに移行

資料：札幌市保健福祉局

※児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

※医療型児童発達支援

就学していない肢体不自由児を対象に、保育、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、精神発達相談、保健相談、摂食支援及び栄養相談並びに小児科及び整形外科の診察などの総合的な療育を行う。

※放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

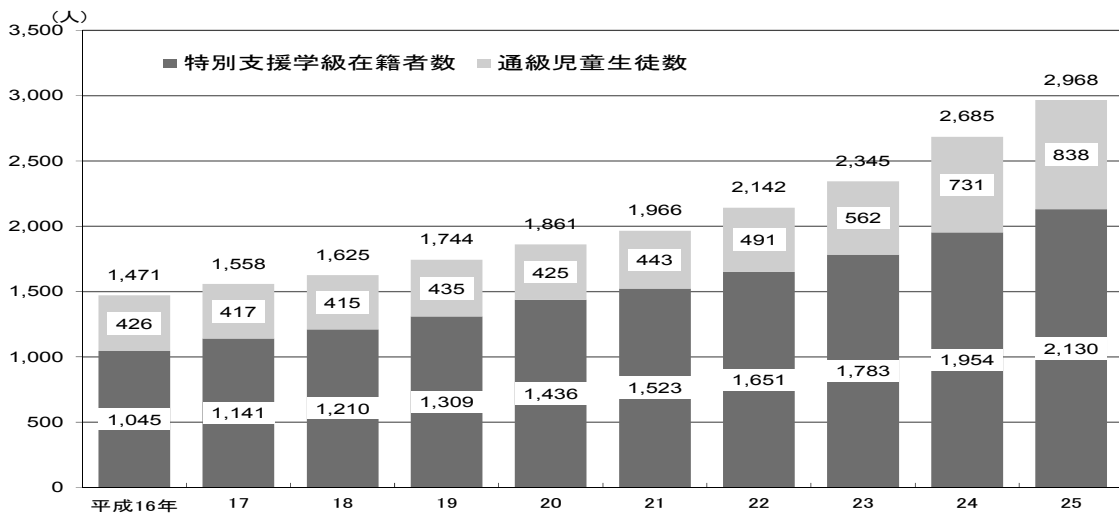
※保育所訪問事業

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う。

■特別支援教育の推移（図9）

特別支援学級の在籍者数及び通級指導教室を利用する児童生徒数は年々増加しています。

図9 小中学校の特別支援学級在籍者数及び通級児童生徒数の推移



資料：札幌市教育委員会

※特別支援学級

障がいの比較的軽い児童生徒のために小学校、中学校に置かれている学級。札幌市では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱の特別支援学級を設置している。

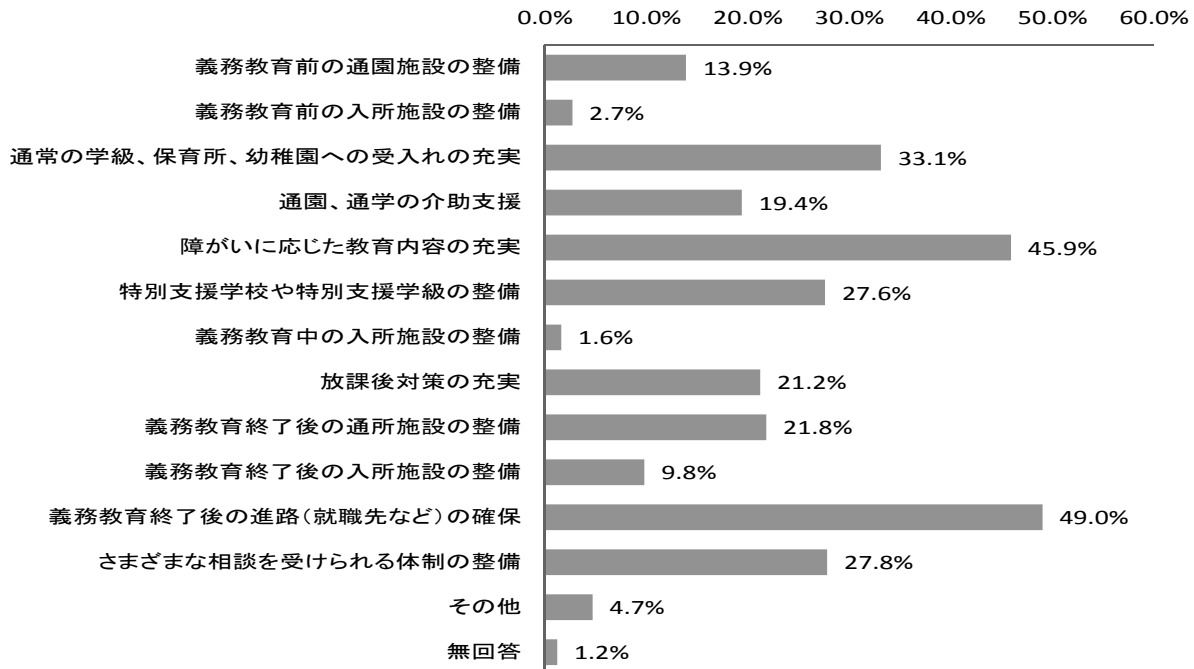
※通級指導教室

小学校・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の指導を特別な場で受ける制度。札幌市では、言語障がい、難聴、弱視及び発達障がい等の通級指導教室を設置している。

■今後の教育・療育へのニーズ (図 10)

障がいのある子どもを持つ保護者の希望としては、「義務教育終了後の進路（就職先など）の確保」が 49.0%と最も高く、次いで「障がいに応じた教育内容の充実」が 45.9%、「通常の学級、保育所、幼稚園への受入の充実」が 33.1%となっています。

図 10 今後の教育や療育について、どのような点に力を入れるべきか



資料：札幌市「障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査」（平成 25 年度）

■ひきこもりの若者数 (表 2)

「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」の結果から推計すると、ひきこもり群の若者（15～39 歳）は、若者 62.5 人に対して 1 人の割合で存在すると考えられます。

表 2 ひきこもりの若者の推計数

	ひきこもりの若者の割合※1	推計数※2	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のとだけ外出する	0.8%	4,762人	準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.7%	4,166人	
自室からは出るが、家からは出ない	0.1%	595人	狭義のひきこもり
自室からほとんど出ない	0.0%	0人	
合計	1.6%	9,523人	広義のひきこもり (ひきこもり群) (若者62.5人に1人)

資料：札幌市「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成 23 年度）

※1：標本数 2,000 人（札幌市在住の 15 歳～39 歳の男女）中有効回収数（率）1,003 人（50.2%）

※2：札幌市の 15～39 歳の人口 595,198 人（平成 23 年 10 月）より、有効回収率に占める割合を乗じて推計

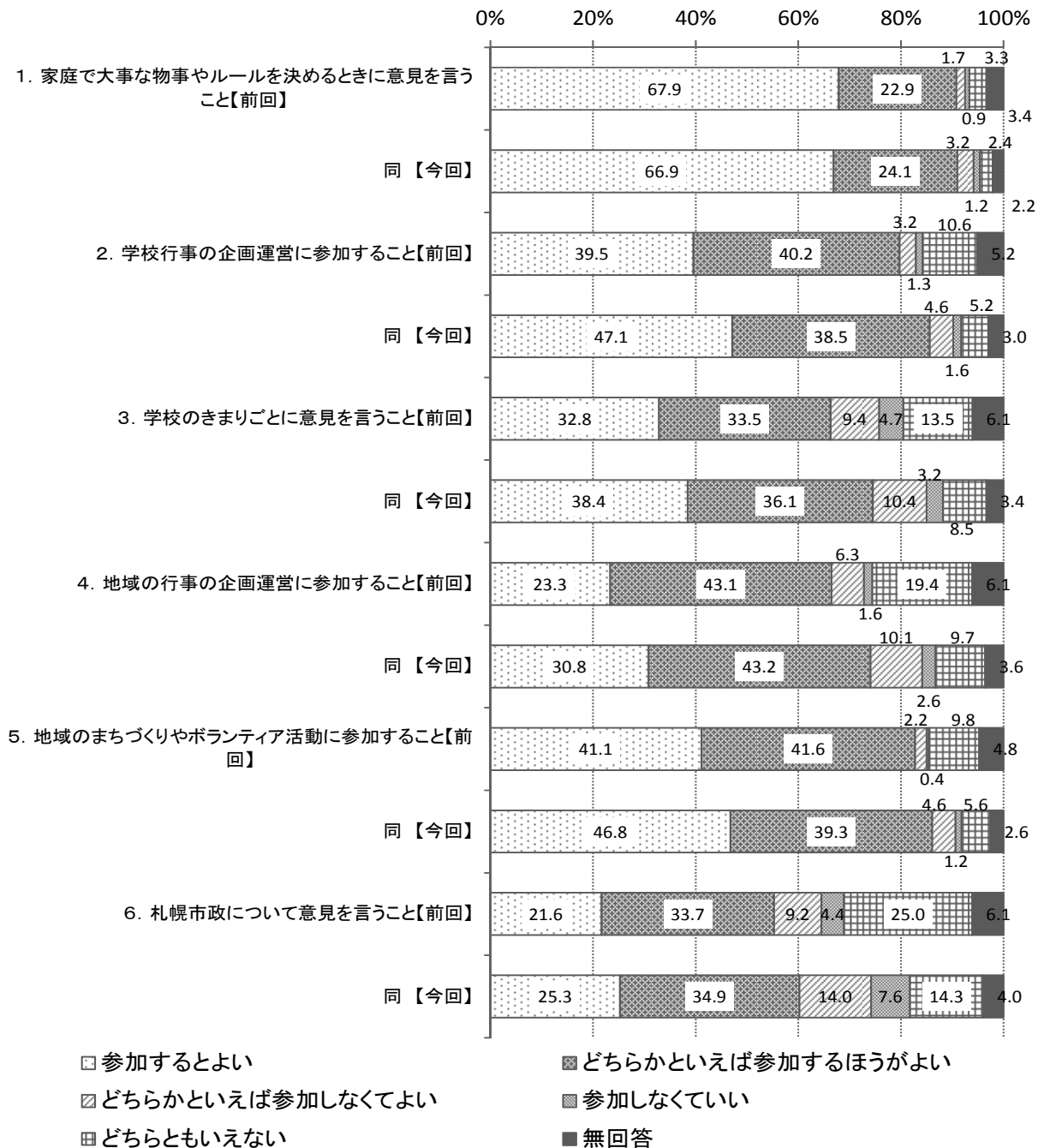
2 子どもの権利に関すること

■子どもの意見表明・参加（図 11、図 12）

図 11 のとおり、大人については、すべての項目で『参加するとよい』（「参加するとよい」と「どちらかといえば参加するほうがよい」の合計）と答えた割合が平成 21 年度に比べ増えています。

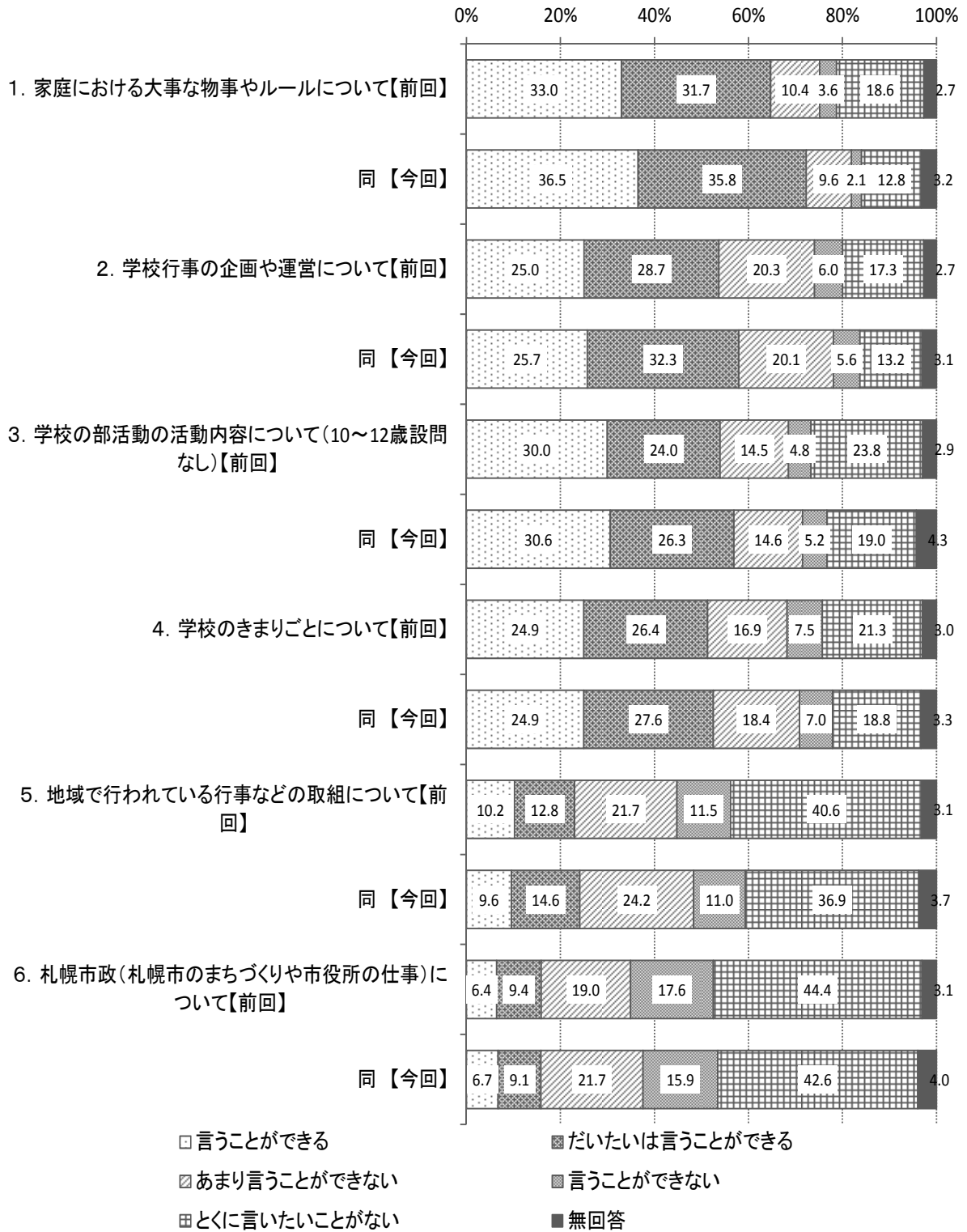
しかし、図 12 のとおり、『言うことができる』（「言うことができる」と「だいたい言うことができる」の合計）と答えた子どもの割合は、いずれも前回より向上しているものの、大人と比較して低いことが分かります。

図 11 【大人】子どもが意見を言ったり、参加したりすることについてどう考えるか



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
 ※前回の調査は平成 21 年度

図 12 【子ども】自分の考えや思いがあるときにいうことができるか

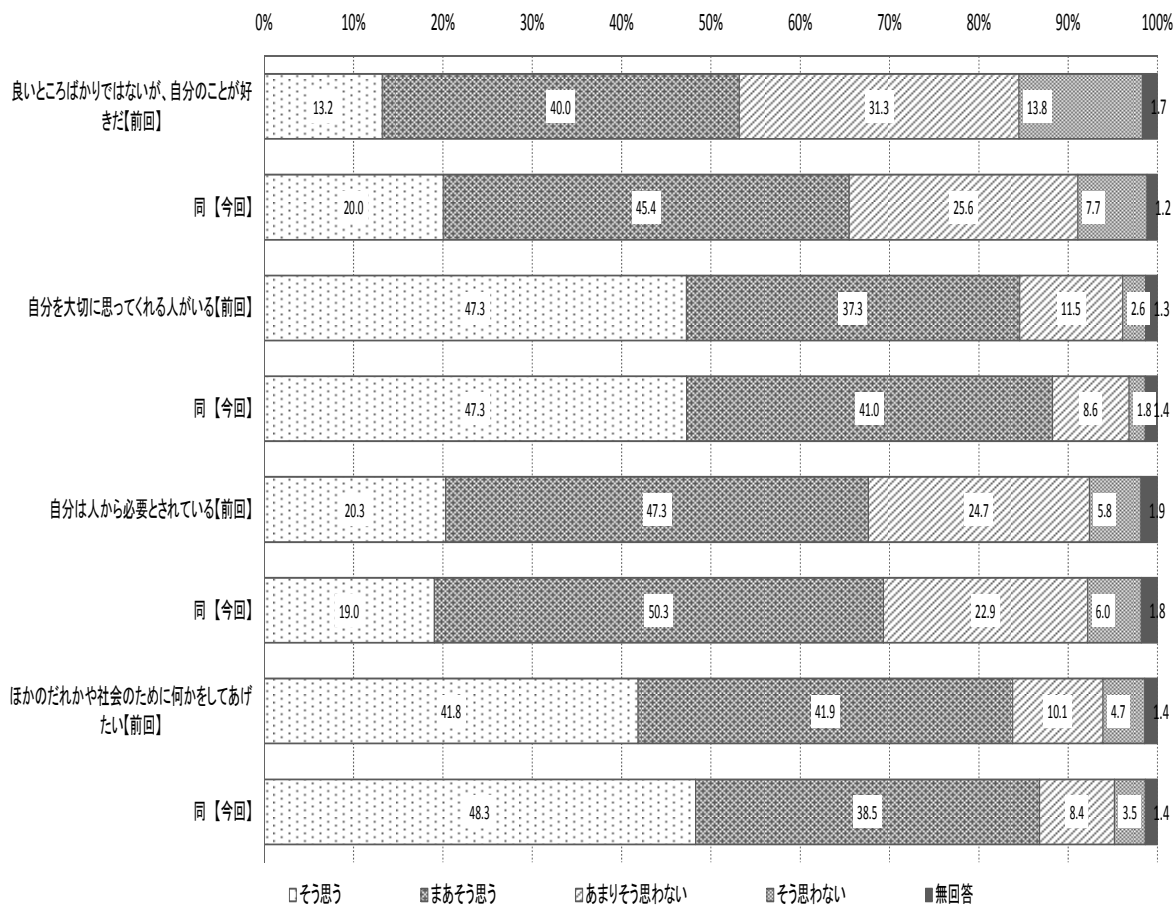


資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」(平成25年度)
 ※前回の調査は平成21年度

■自己肯定感（図 13、図 14、図 15）

「良いところばかりではないが、自分のことが好きだ」について『思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）と答えた割合が前回から 12.2 ポイントと大きく増加したほか、他の項目についても前回より『思う』と回答する割合が増加しています。

図 13 自分自身についてどう思うか（13 歳～18 歳）

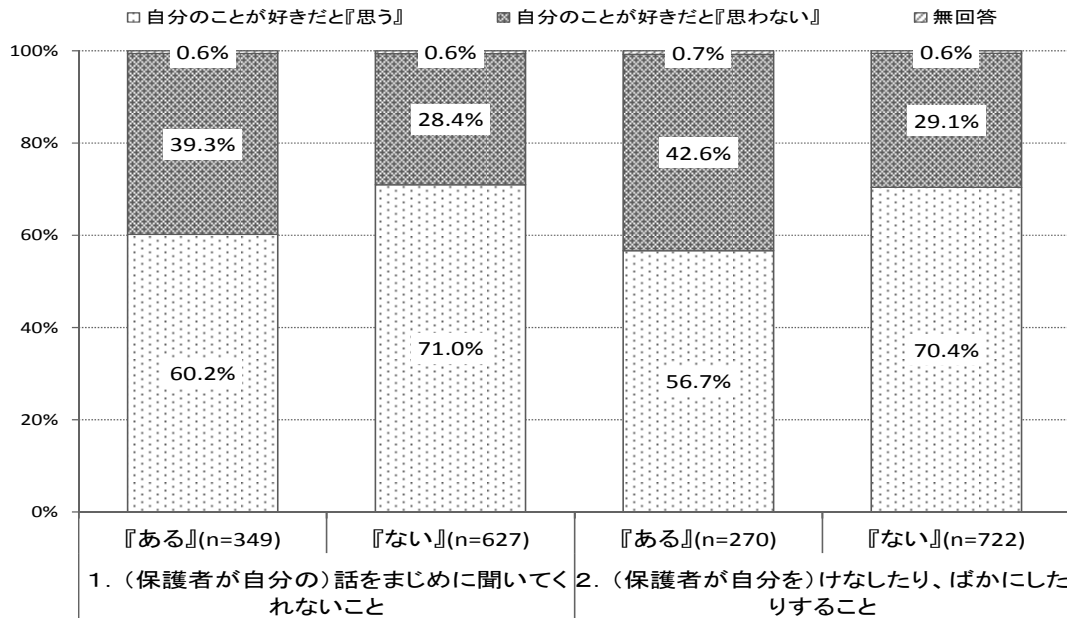


資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）

※前回の調査は平成 21 年度

また、自分のことをどう思うかと保護者の態度の相関関係では、保護者が「自分の話をまじめに聞いてくれないこと」や「自分をけなしたり、ばかにしたりすること」があると回答した子どもは、「ない」と回答した子どもに比べ、自分のことが好きだと思うと回答する割合がいずれも低くなっていることが分かります。

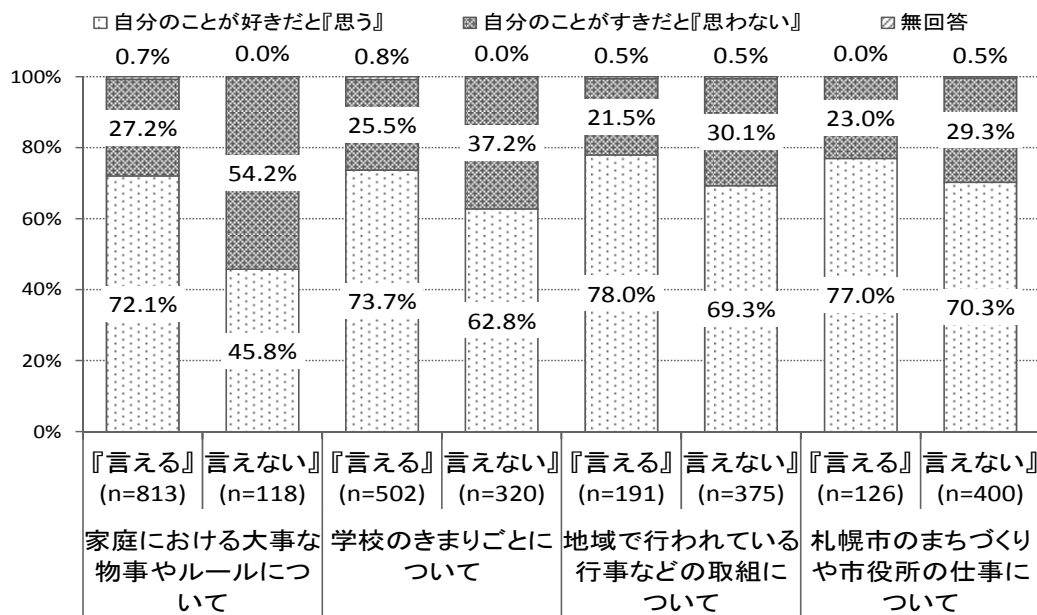
図 14 自分のことをどう思うか・子どもと保護者の態度の相関関係



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）

さらに、「自分のことをどう思うか」と「自分の考えや思いがあるときにいうことができるか」についての相関関係では、「言うことができる」と回答した子どもは、「言うことができない」と回答した子どもと比較して、「自分のことが好きだと『思う』」と回答する割合がいずれも高くなっています。特に「家庭」や「学校」など、子どもに最も身近な環境において、その差が大きいことが分かります。

図 15 自分のことをどう思うかと自分の考えや思いがあるときにいうことができるかの相関関係



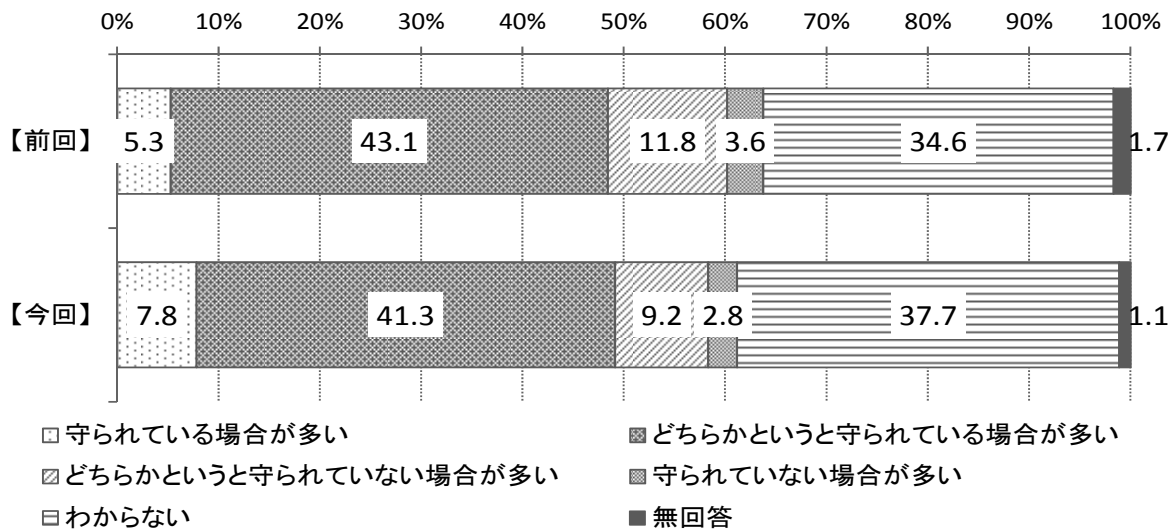
資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）

■子どもの権利（図 16、図 17）

大人では、『守られている』（「守られている場合が多い」と「どちらかと言えば守られている場合が多い」の合計）との回答が 49.1%と、前回とほぼ同様でしたが、子どもでは、前回に比べ 8.7 ポイント増加し 57.0%となりました。

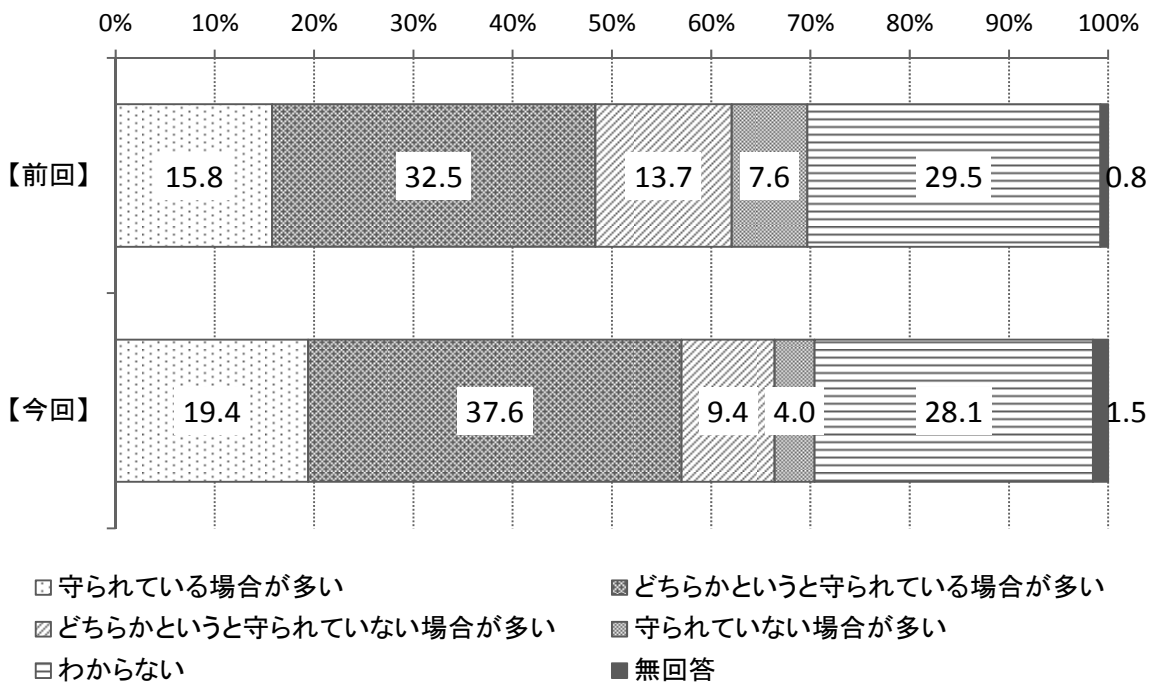
また、『守られていない』は、大人も子どもも前回に比べ減少しているものの、子どもの回答の割合は、いまだ、大人に比べ若干高い結果となっています。

図 16 【大人】子どもの権利が守られていると思うか



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
※前回の調査は平成 21 年度

図 17 【子ども】子どもの権利が守られていると思うか（13 歳～18 歳）



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
※前回の調査は平成 21 年度

■守られていないと思う権利（表3）

大人も子どもも「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」がともに高い回答割合となっています。

表3 条例に定められている子どもの権利で守られていないと思うもの

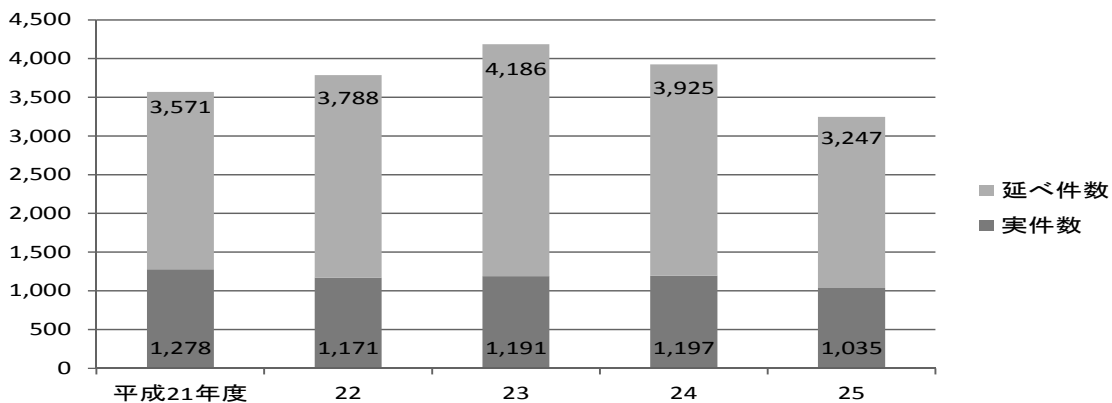
大人 (n=1,687)	子ども (13~18歳) (n=1,098)
いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること 37.5%	いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること 46.0%
気軽に相談し、適切な支援を受けること 33.2%	障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと 33.8%
障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと 32.2%	個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること 31.2%

資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）

■子どもの権利救済機関への相談件数（図18）

相談実件数は、1,000件を超える状態でおおむね横ばいに推移しています。

図18 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の相談実績



資料：札幌市「子どもの権利救済機関」（子どもアシストセンター）

■子どもの権利救済機関における救済活動（表4）

関係機関に対する調査や、訪問面談による調整等の救済活動は以下のとおりです。

表4 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の相談実績

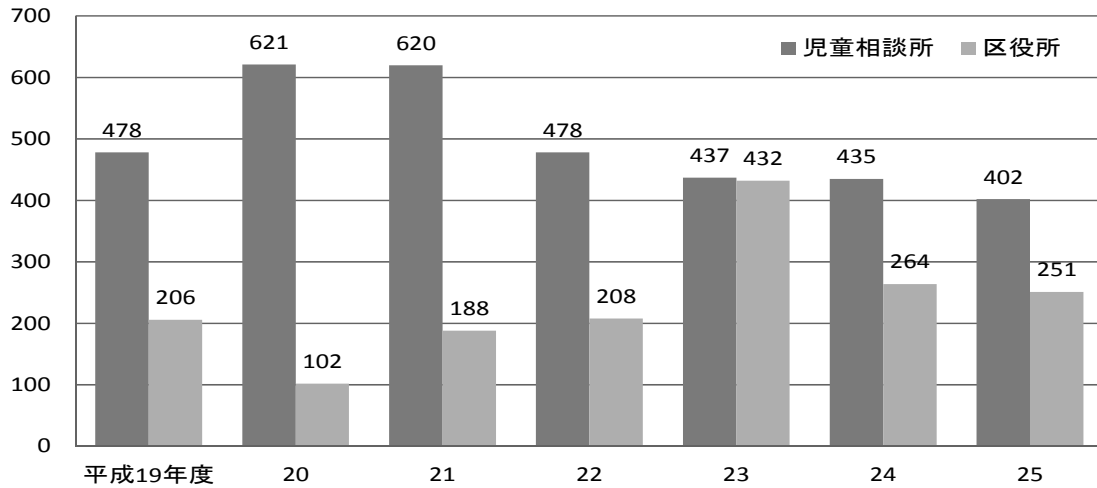
	平成21年度	22	23	24	25
調整活動	41件	42件	19件	18件	21件
救済の申立て	3件	1件	1件	1件	5件
救済委員の自己発意	0件	0件	0件	2件	1件※
				※前年度から継続調査した案件	

資料：札幌市「子どもの権利救済機関」（子どもアシストセンター）

■児童虐待（図 19）

平成 23 年度は、家庭児童相談室¹⁴の設置に伴い区役所の認定件数が大幅に増えましたが、平成 25 年度の認定件数は、児童相談所が 402 件、区役所の合計が 251 件となっています。

図 19 児童虐待認定件数の推移

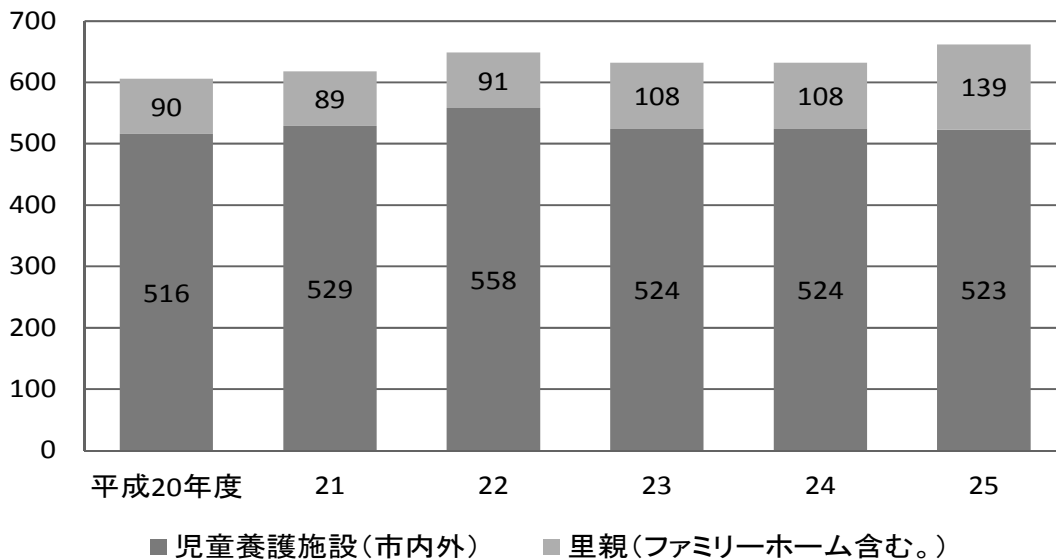


資料：札幌市児童福祉総合センター

■社会的養護¹⁵（図 20）

様々な理由により、保護者と児童と一緒に生活ができず、保護者のもとを離れて児童養護施設や里親宅で生活する児童数は、600 人を超える状態でおおむね横ばいに推移しています。

図 20 社会的養護を必要としている児童数の推移



資料：札幌市児童福祉総合センター

¹⁴ 【家庭児童相談室】各区に設置する子どもの福祉に関する身近な相談窓口。児童虐待通報のほか、養育相談等の電話・来所相談を実施している。

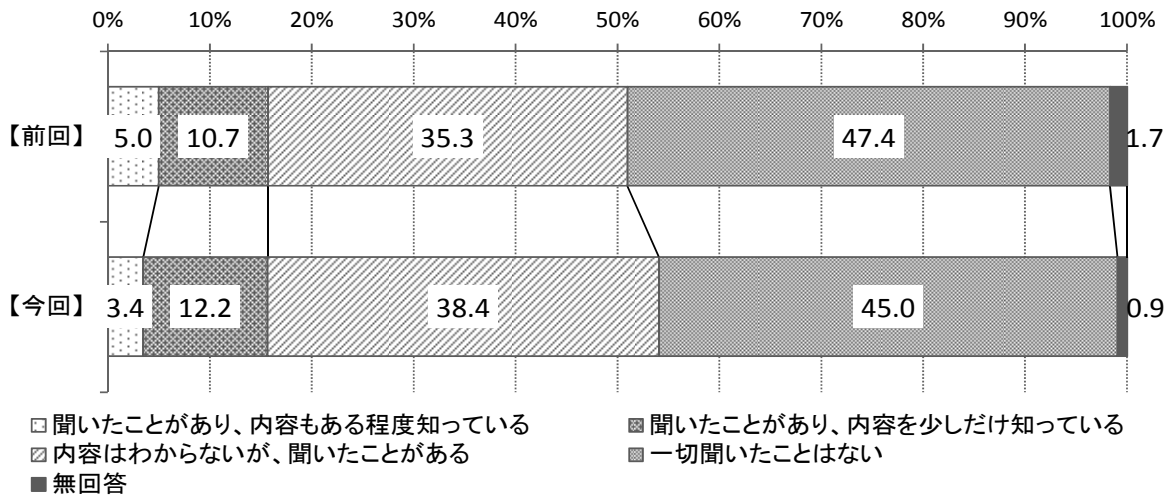
¹⁵ 【社会的養護】家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。

■子どもの権利条例の認知度（図 21、図 22、図 23、図 24）

大人も子どもも『知っている』（「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」「内容はわからないが、聞いたことがある」の合計）と回答した割合は、前回は上回っています。

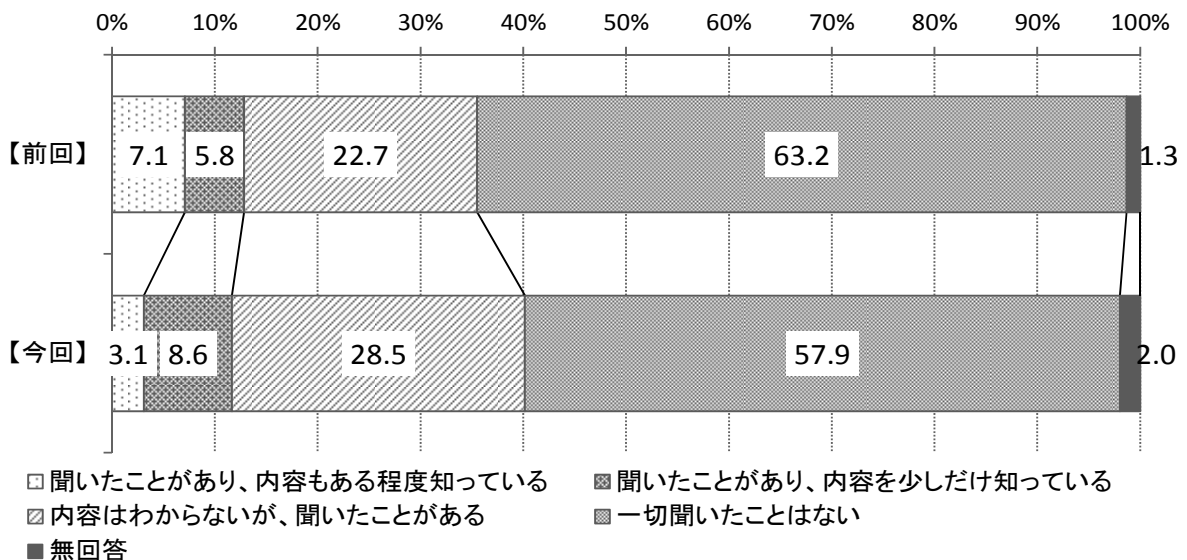
しかし、認知度が前回は上回った一方で、内容の理解度はわずかではありますが、前回は下回っています。

図 21 【大人】子どもの権利条例の認知度



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
 ※前回の調査は平成 21 年度

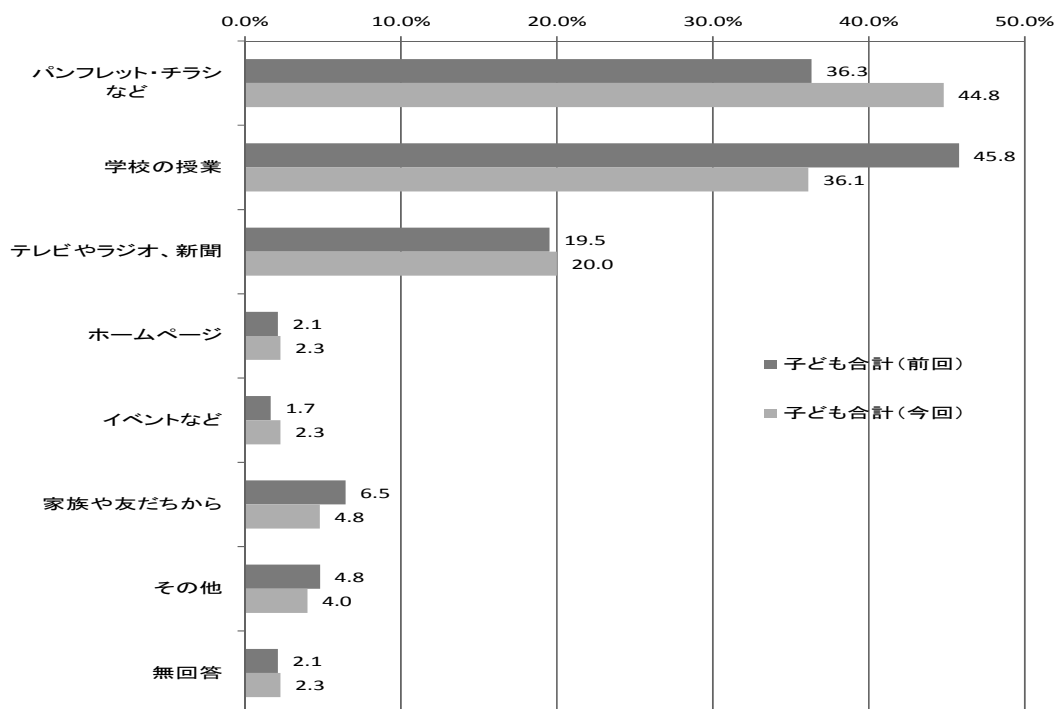
図 22 【子ども】子どもの権利条例の認知度



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
 ※前回の調査は平成 21 年度

子どもの権利条例を知っていると回答した子どもに対し、その認知経路を聞いたところ、最も多いのが「パンフレット・チラシ」で、次いで「学校の授業」という結果になりました。

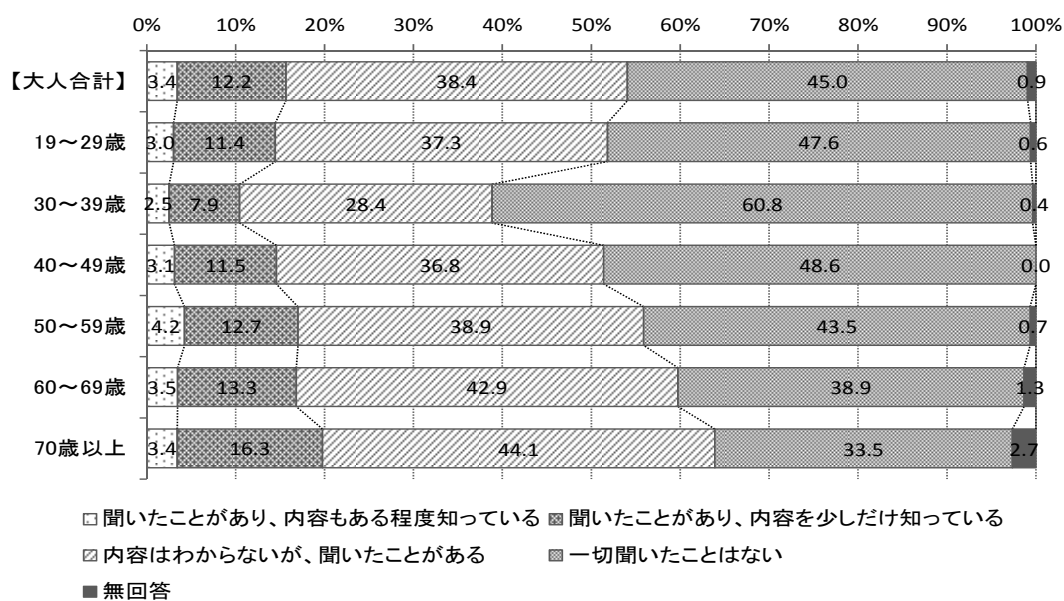
図 23 【子ども】子どもの権利条例の認知経路



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）
※前回の調査は平成 21 年度

なお、大人の条例の認知度を年代別にみたとき、最も低いのが 30～39 歳代の 38.8%と、大人全体の 54.0%と比較して 15.2 ポイント低くなっています。

図 24 子どもの権利条例の認知度【今回：年代別集計】



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年）

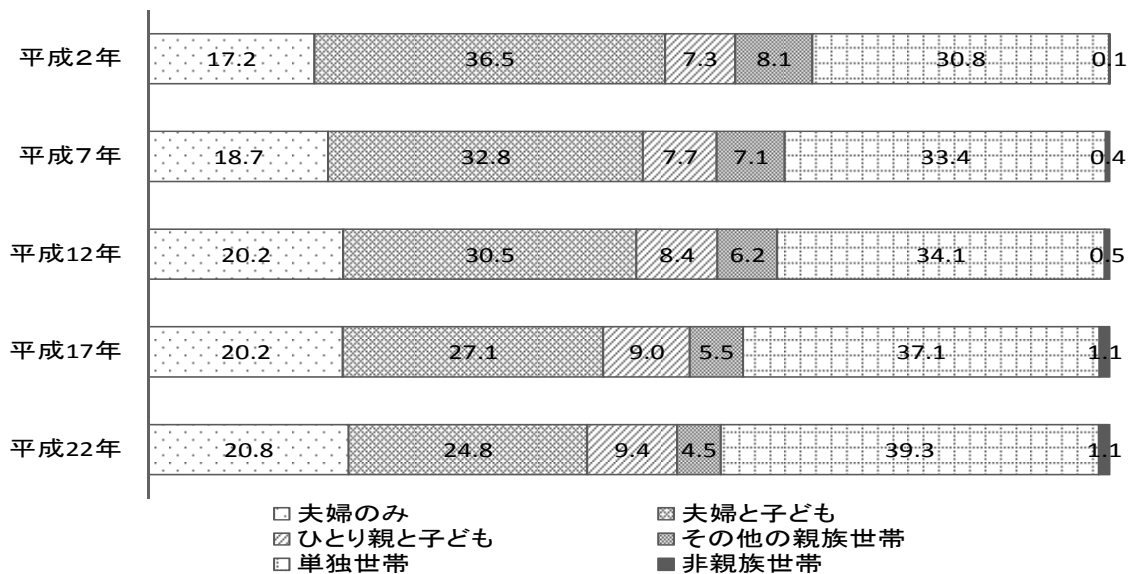
2 子育て家庭の現状

1 世帯構成に関すること

■家族類型（図 25）

札幌市の世帯構成は「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯が増加する一方、「夫婦と子ども」世帯や三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」の割合は、年々減少しています。

図 25 札幌市における一般世帯の家族類型別割合の推移

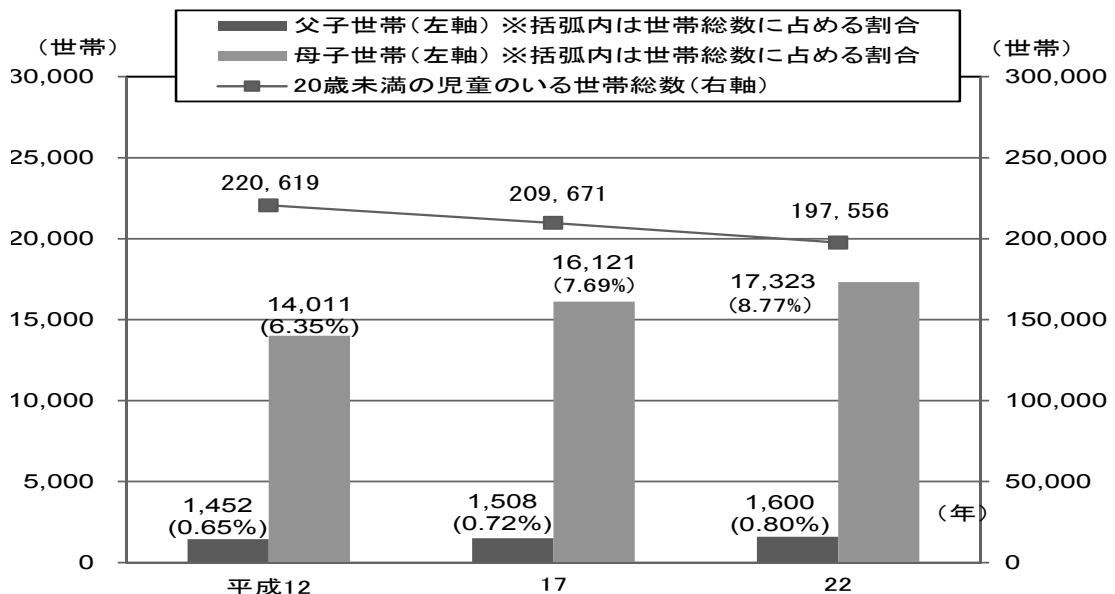


資料：総務省「国勢調査」

■ひとり親世帯の割合（図 26）

札幌市の児童（20歳未満）のいる世帯に占める母子家庭及び父子家庭といったひとり親世帯の割合及び実数は、ともに増加傾向にあります。

図 26 札幌市の児童（20歳未満）のいる世帯数と母子家庭及び父子家庭の世帯数



資料：総務省「国勢調査」

2 就労に関すること

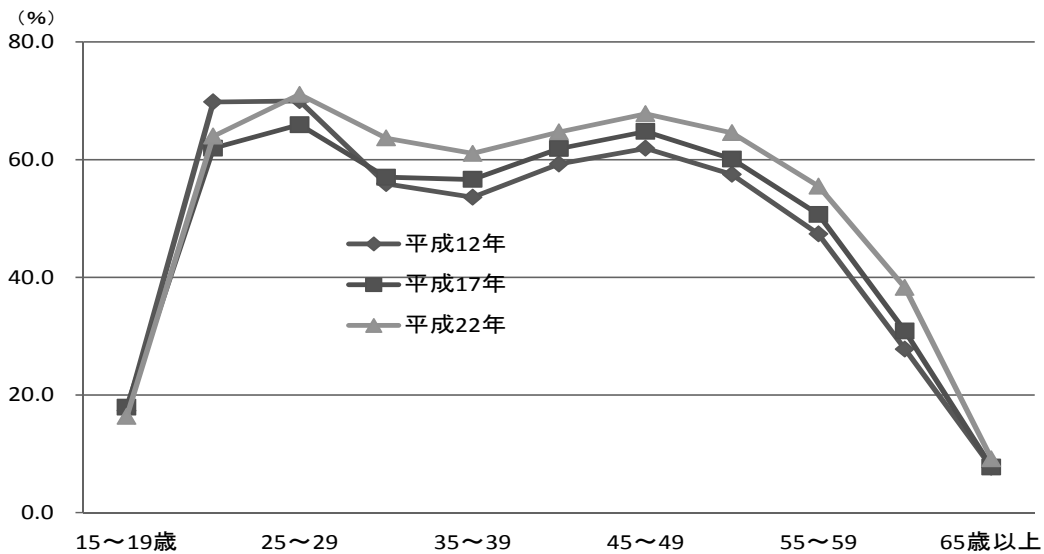
■女性の労働力率¹⁶（図 27、図 28）

札幌市の女性の労働力率は、25～29 歳でピークを迎えた後に、30 歳台で落ち込み、その後、45～49 歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという行動が一般的であることからです。

これを平成 12 年から年次で比較をすると、図 27 のとおり、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増加傾向にあることがわかります。

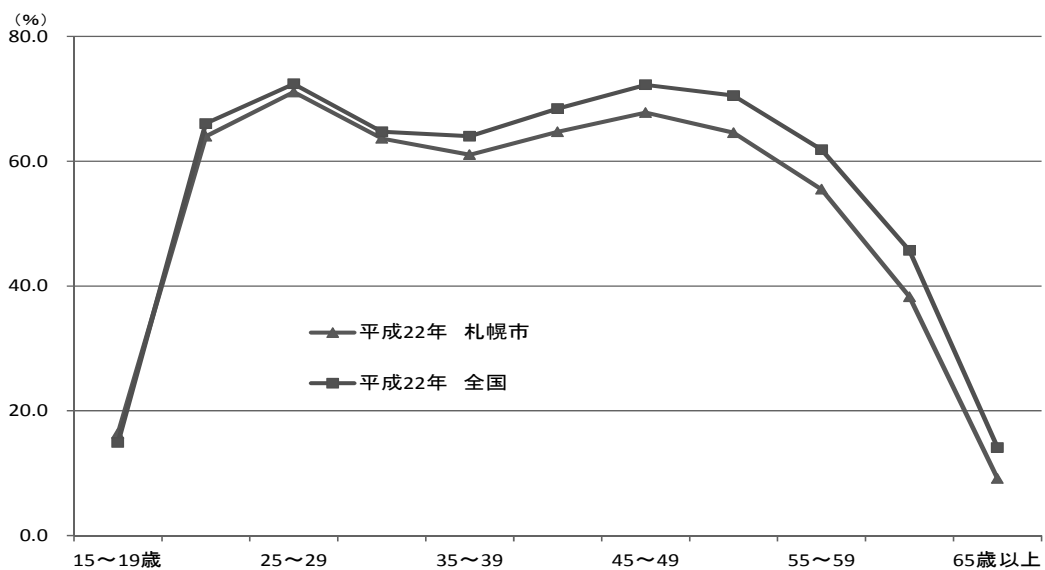
また、図 28 のとおり、平成 22 年の労働力率を全国平均と比較すると、全国も同様にM字曲線を描いていますが、30 歳を超える頃から、全国の方が札幌市を上回っています。

図 27 札幌市における女性の年齢別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

図 28 年齢別労働力率に関する全国平均との比較



資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

¹⁶ 【労働力率】15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

■就労日数・就労時間（表5、表6）

「年間250日以上働いている人の割合」及び「60時間以上働いている人の割合」について、男性の場合は政令市指定都市中最も高く、この状況は平成19年から変わっていません。女性の場合、平成19年時点では、年間250日以上働いている人の割合が政令指定都市中最も高くなっていましたが（44.8%）、平成24年では、平成19年に比べ改善されています。

表5 政令指定都市における男女別就業状況（男性）

市	年間就業日数の割合（%）			週間就業時間の割合（%）						
	200日未満	200～249日	250日以上	不規則的 就業	季節的 就業	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	11.1	28.6	60.3	3.1	1.0	3.8	3.8	27.5	40.0	20.8
仙台市	12.0	30.0	58.0	4.4	0.4	4.1	2.9	28.5	42.9	16.8
さいたま市	14.6	33.0	52.4	4.7	0.5	3.6	4.0	27.1	42.9	17.3
千葉市	13.9	36.6	49.5	4.9	0.2	3.5	3.3	26.8	44.2	17.0
川崎市	12.8	36.9	50.3	4.1	0.1	4.0	3.2	27.7	45.5	15.5
横浜市	13.7	38.7	47.6	4.4	0.3	4.2	3.4	26.3	45.4	16.0
相模原市	12.2	39.7	48.1	3.2	0.4	3.5	2.7	28.5	45.5	16.3
新潟市	13.4	29.3	57.3	4.3	1.1	2.7	3.4	30.2	44.1	14.0
静岡市	12.7	32.8	54.5	5.9	0.7	2.7	2.8	27.2	45.3	15.4
浜松市	13.0	37.6	49.5	3.8	0.5	3.4	3.4	31.9	43.2	13.8
名古屋市	13.3	35.5	51.2	5.3	0.4	3.6	4.0	27.3	44.0	15.3
京都市	16.9	27.6	55.5	6.4	0.4	4.6	4.8	24.1	40.2	19.5
大阪市	12.9	30.8	56.3	5.9	0.1	3.1	3.5	27.4	42.9	16.9
堺市	16.1	30.6	53.3	6.2	0.2	3.4	3.7	27.3	42.8	16.4
神戸市	13.6	34.5	51.8	5.5	0.5	3.8	3.0	29.6	41.8	15.8
岡山市	12.9	31.3	55.8	4.0	1.4	3.3	3.6	28.5	42.7	16.5
広島市	12.7	31.8	55.5	4.7	0.4	3.7	3.1	27.8	43.4	17.0
北九州市	15.1	27.2	57.8	7.4	0.5	2.5	2.7	27.0	44.7	15.2
福岡市	14.9	27.9	57.2	5.8	0.5	3.9	4.3	25.1	42.2	18.2
熊本市	12.5	28.7	58.8	4.9	0.8	3.4	3.5	29.4	41.8	16.3

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

表6 政令指定都市における男女別就業状況（女性）

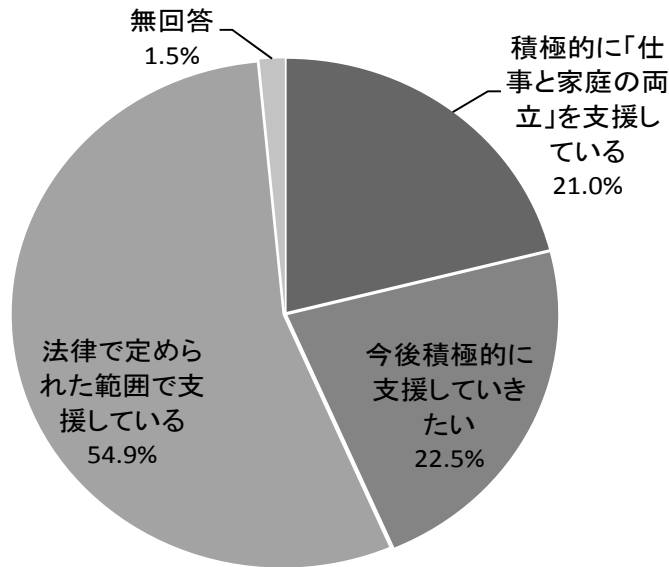
市	年間就業日数の割合（%）			週間就業時間の割合（%）						
	200日未満	200～249日	250日以上	不規則的 就業	季節的 就業	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	26.7	34.0	39.3	6.9	1.2	12.9	16.5	34.0	24.1	4.4
仙台市	25.0	35.3	39.7	6.7	0.8	10.4	15.3	37.6	24.9	4.3
さいたま市	34.9	35.2	29.9	7.4	0.8	17.0	17.2	31.1	22.2	4.3
千葉市	35.8	36.4	27.8	7.2	0.5	17.3	18.3	35.3	17.4	3.9
川崎市	35.1	31.4	33.5	7.0	0.3	17.6	13.8	33.5	22.0	5.8
横浜市	38.3	34.9	26.7	9.2	0.7	18.3	15.1	32.2	19.8	4.7
相模原市	35.7	34.5	29.8	10.1	1.1	14.5	13.7	35.9	20.2	4.5
新潟市	20.6	37.3	42.1	6.3	1.7	7.6	16.5	39.5	23.6	4.7
静岡市	27.8	37.1	35.1	9.8	0.5	11.3	16.1	36.4	22.1	3.7
浜松市	28.0	36.9	35.1	7.6	0.9	13.1	15.5	37.3	20.9	4.7
名古屋市	32.1	36.1	31.8	9.8	0.6	15.0	15.8	36.4	18.5	3.8
京都市	32.4	32.0	35.6	9.5	0.9	14.4	14.9	32.6	22.0	5.7
大阪市	31.1	33.0	35.9	8.8	0.4	13.3	14.1	34.3	22.6	6.4
堺市	30.7	36.3	33.0	5.4	0.8	16.0	18.9	35.8	19.7	3.5
神戸市	34.1	34.3	31.6	8.5	1.1	15.0	16.7	33.7	20.7	4.3
岡山市	27.3	33.3	39.4	6.8	1.3	11.7	17.0	35.9	23.4	3.9
広島市	30.6	33.9	35.5	8.8	0.7	13.7	16.8	34.3	20.9	4.8
北九州市	27.4	32.1	40.5	8.3	0.9	11.0	15.8	35.8	24.7	3.5
福岡市	26.7	34.1	39.3	8.9	1.1	11.8	13.2	35.3	22.6	7.1
熊本市	24.3	35.2	40.5	6.4	0.9	8.5	16.5	37.2	25.0	5.5

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

■仕事と家庭の両立支援についての考え方（図 29）

札幌市内の企業に「仕事と家庭の両立支援」についての考えを聞いたところ、「法律で定められた範囲で支援している」と答えた企業が 54.9%と半数を超えており、「積極的に仕事と家庭の両立を支援している」と答えた企業は 21.0%で、「今後積極的に支援していきたい」と答えた企業は 22.5%となっています。

図 29 市内企業の仕事と家庭の両立支援についての考え方



資料：札幌市「企業のワーク・ライフ・バランスへの取組に関する調査」（平成 25 年度）

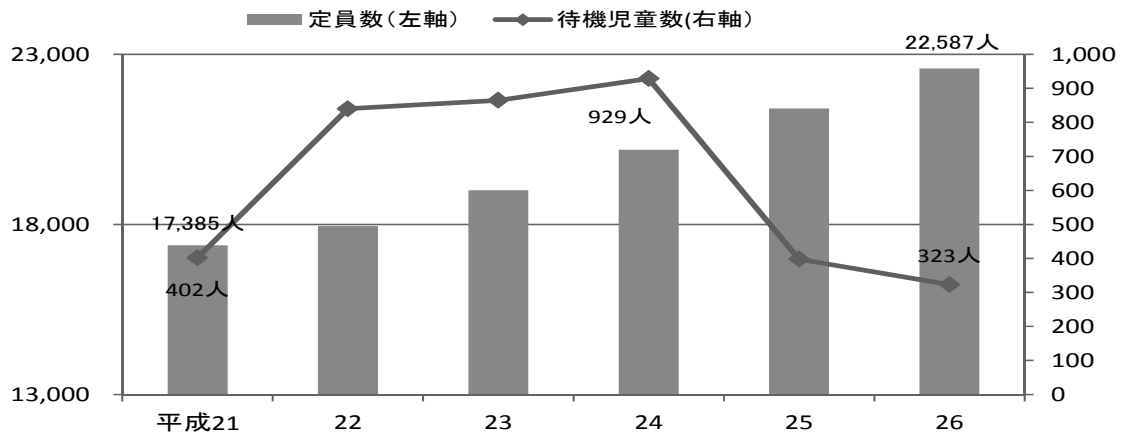
3 保育サービスに関すること

■認可保育所の定員・待機児童の状況（図 30）

札幌市では、認可保育所の整備を順次進め、定員数は、平成 26 年 4 月に 22,587 人と 5 年前の平成 21 年 4 月に比べ 5,202 人増加しました。

しかし、待機児童の解消には至らず、平成 26 年 4 月時点では 323 人となっています。

図 30 認可保育所の定員数と待機児童の人数（各年 4 月）



※待機児童

認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

※待機児童数は厚生労働省報告値。平成 25 年より保育に欠ける要件に該当しない「主に自宅で求職活動をされている世帯等の児童数」を除いて算出。

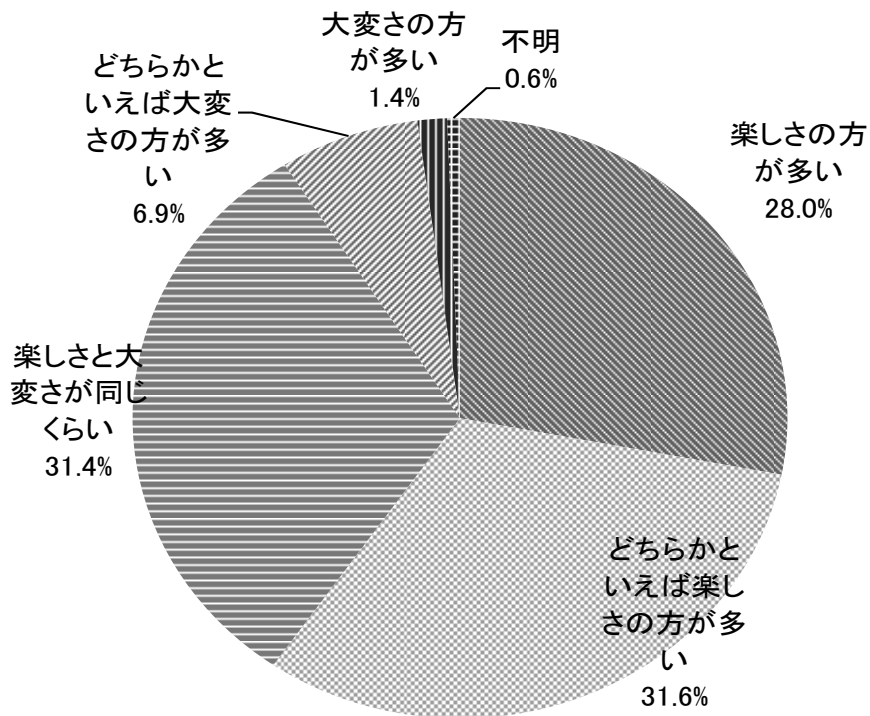
資料：札幌市子ども未来局

4 子育ての悩みに関すること

■楽しさ・大変さ (図 31)

子育てについて「楽しさの方が多い」「どちらかといえば楽しさの方が多い」という回答が全体の59.6%と半数を超えている一方で、「大変さの方が多い」「どちらかといえば大変さの方が多い」という回答も8.3%あることが分かりました。

図 31 子育てに楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか

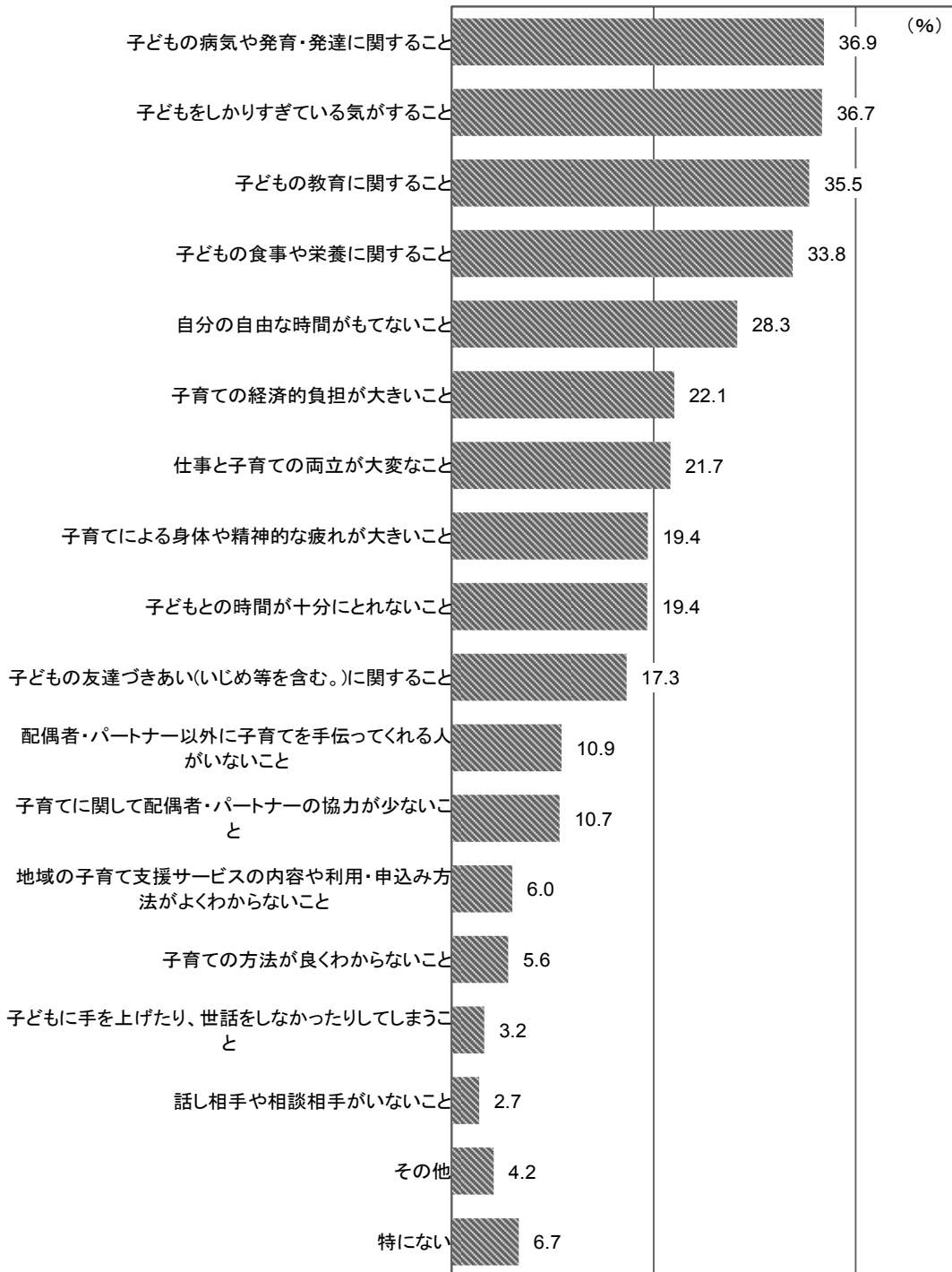


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

■悩み（図 32）

「子どもの病気や発育・発達に関すること」（36.9%）、「子どもをしかりすぎている気がする」（36.7%）、「子どもの教育に関すること」（35.5%）、「子どもの食事や栄養に関すること」（33.8%）について、回答者の3人にひとりが悩みに感じていることが分かりました。

図 32 子育てをしていて感じる悩み

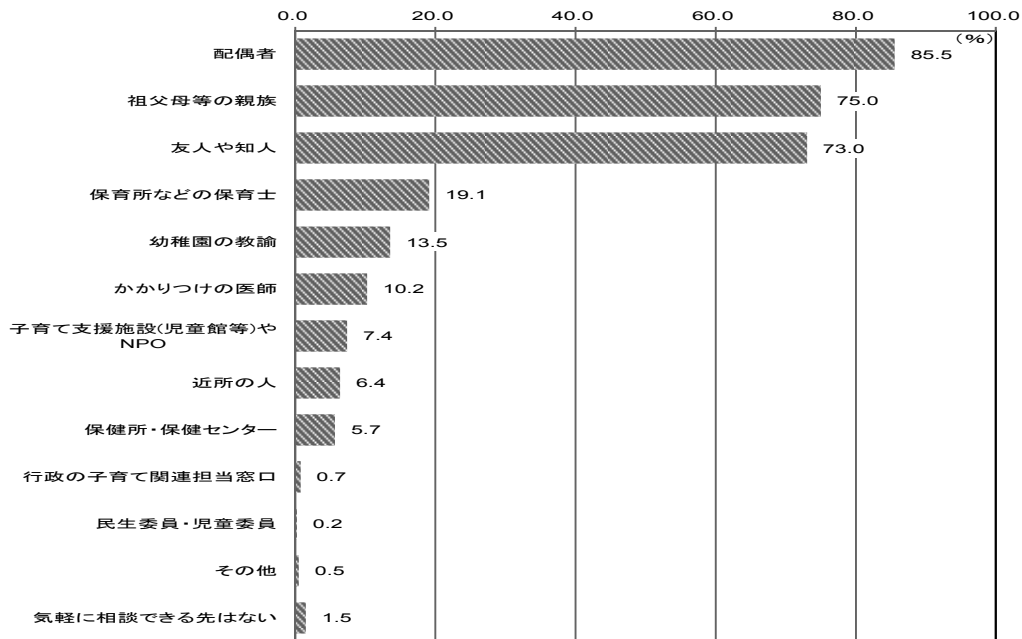


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

■相談相手（図 33）

「配偶者」が最も多く（85.5%）、「祖父母等の親族」（75.0%）、「友人や知人」（73.0%）がそれぞれ7割を超えています。一方で、「気軽に相談できる先はない」（1.5%）もあることが分かりました。

図 33 子育てに関する悩みの相談相手

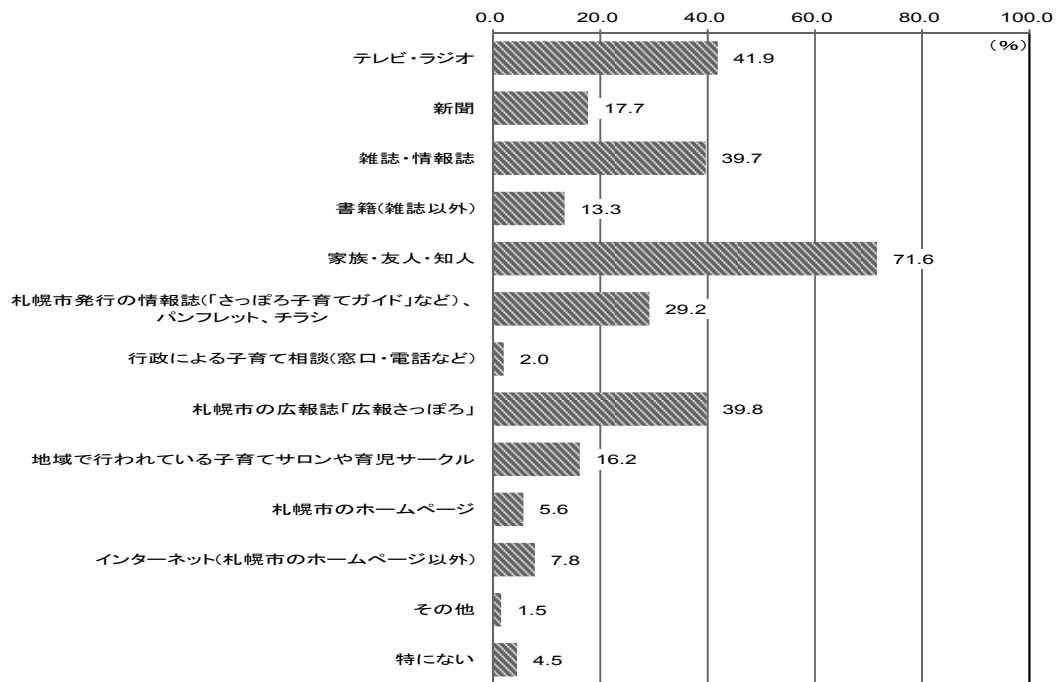


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

■情報の入手先（図 34）

子育てに関する情報の入手先としては、「家族・友人・知人」が最も多く（71.6%）、「テレビ・ラジオ」（41.9%）、「広報さっぽろ」（39.8%）、「雑誌・情報誌」（39.7%）がおおむね4割となっています。

図 34 子育てに関する情報の入手先



資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

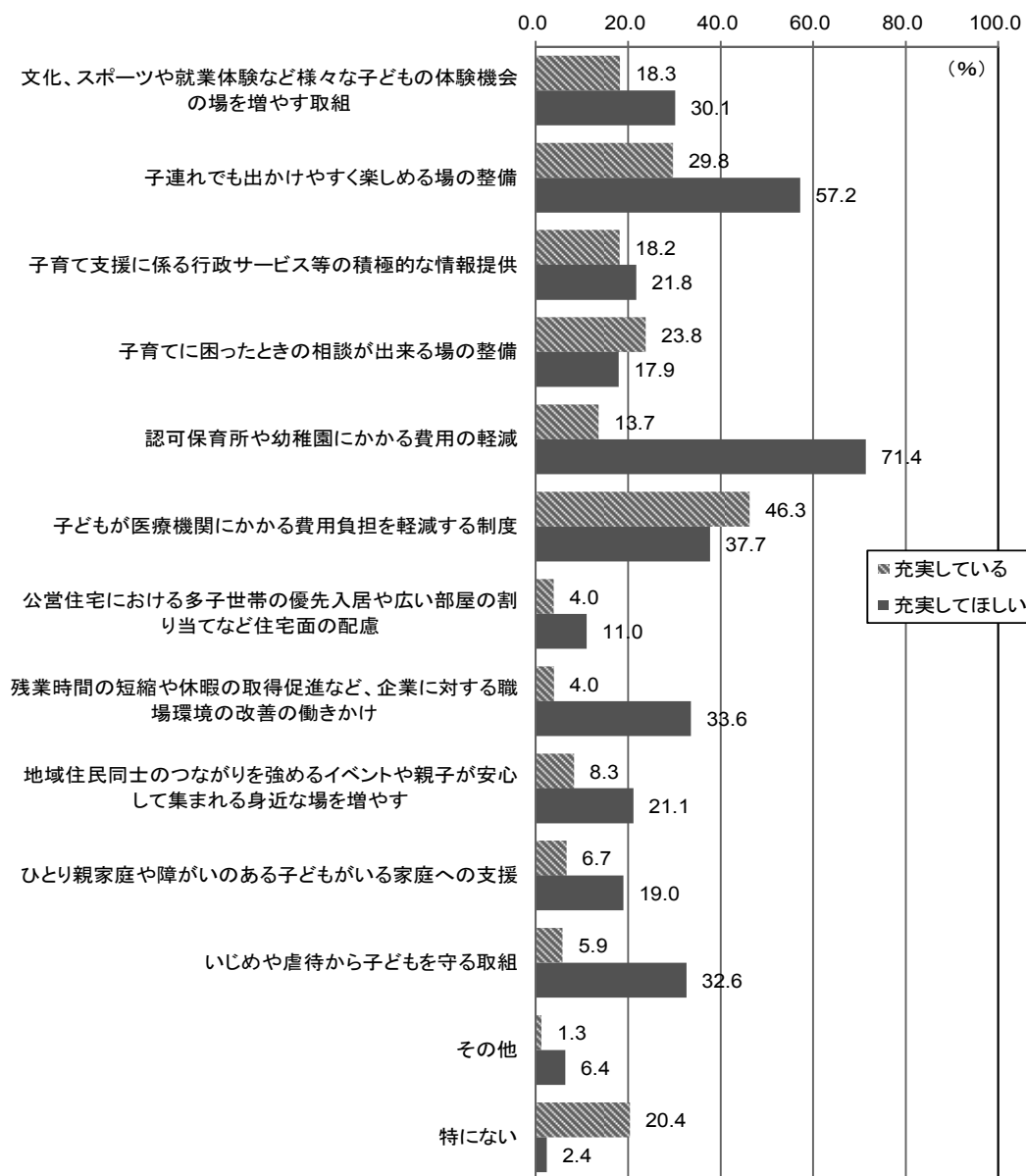
■充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策（図 35）

市民がすでにある程度充実していると考えている札幌市の子育て支援策として「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」（46.3%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」（29.8%）が特に多く挙げられました。

一方で、今後充実してほしいと考えている施策として「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」については7割以上の人から挙げられました。また「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」については、これまで以上の整備が求められています（57.2%）。

そのほか「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」（37.7%）、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけ」（33.6%）、「いじめや虐待から子どもを守る取組」も3割以上が、今後充実すべきと考えています。

図 35 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策



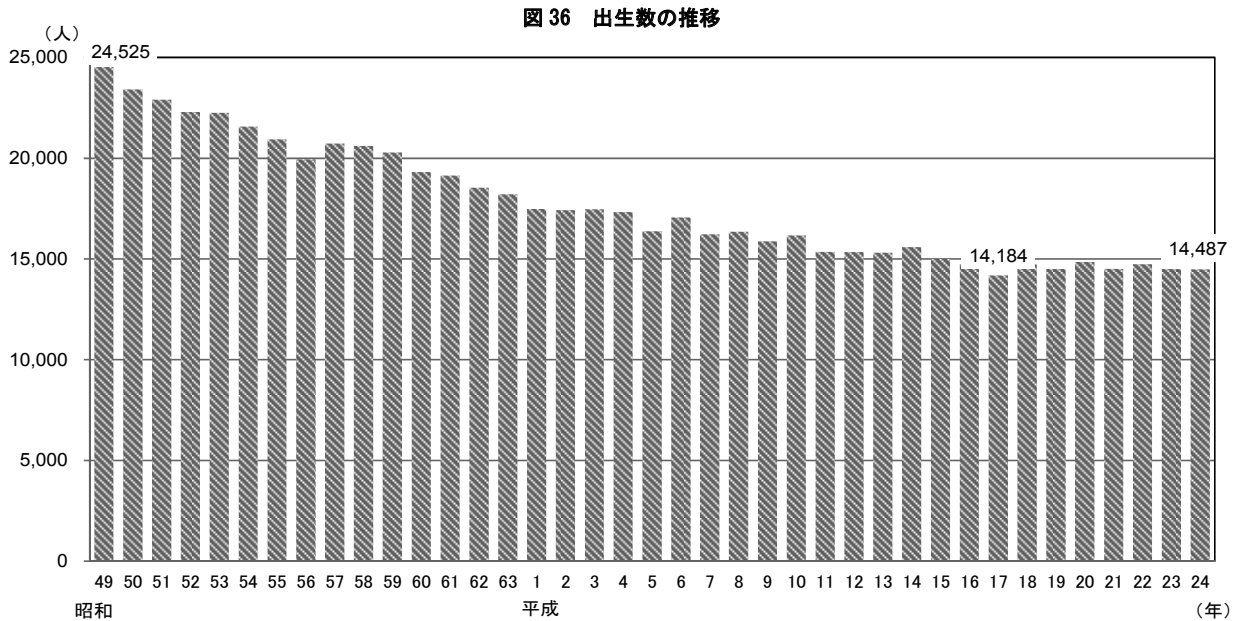
資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

3 少子化の現状

1 出生に関すること

■出生数（図 36）

札幌市における出生数は、昭和 49 年（第二次ベビーブーム期）の 24,525 人をピークにほぼ減少を続け、平成 17 年には昭和 49 年以降最低の 14,184 人となりました。以降はほぼ横ばいで、平成 24 年には 14,487 人となっています。

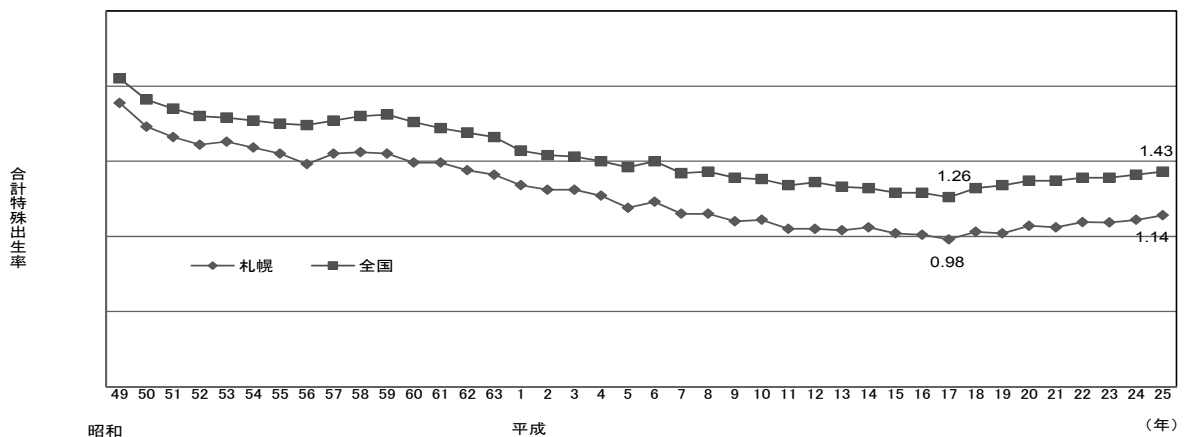


資料：札幌市「札幌市の平成 24 年人口動態統計」

■合計特殊出生率の推移・他都市との比較（図 37、図 38）

合計特殊出生率を見ると、札幌市では昭和 40 年の 1.93 をピークに低下傾向にあり、平成 17 年には昭和 40 年以降最低の 0.98 を記録しました。以降ゆるやかに上昇し、平成 25 年には 1.14 となりました。一人の女性が生む子どもの数がおおむね 2 人から 1 人に減少したことになります。

図 37 合計特殊出生率の推移



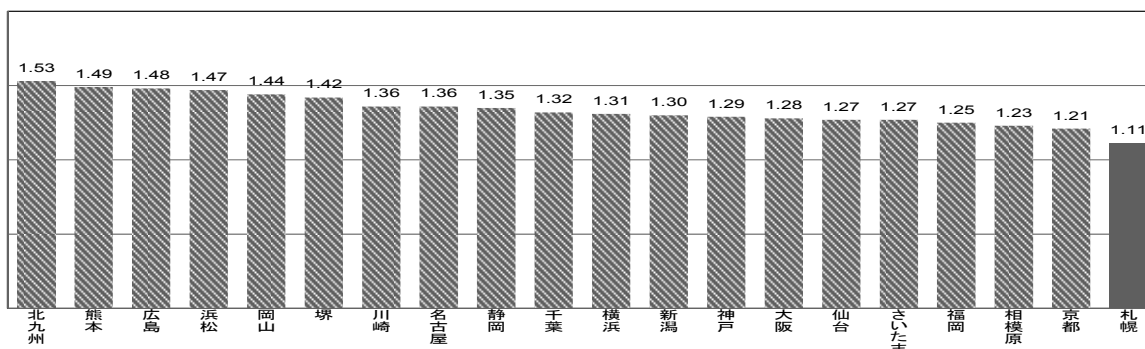
※合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子ども数に相当。

資料：札幌市「衛生年報」

また、平成 24 年時点において札幌市の合計特殊出生率は、政令指定都市中で最低となっています。

図 38 政令指定都市の合計特殊出生率



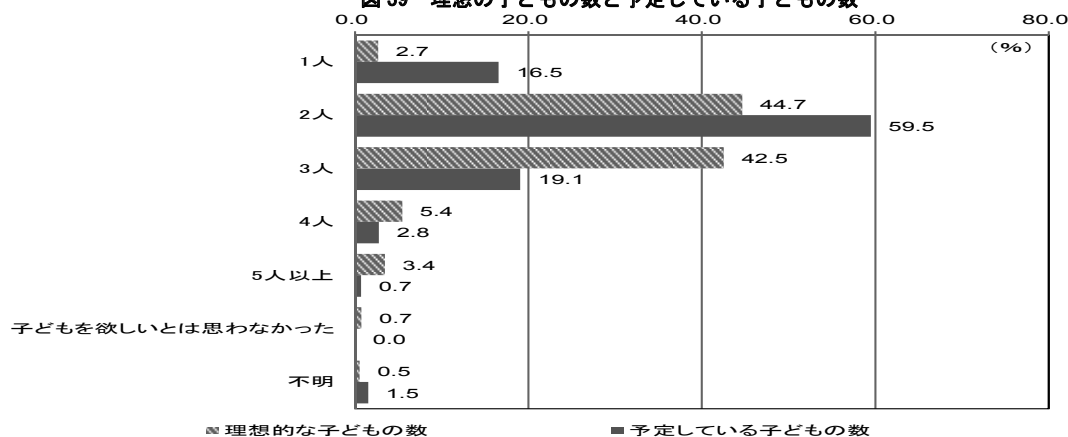
資料：「大都市比較統計年表」（平成 24 年）

■理想の子ども数・理由（図 39、図 40）

就学前児童の保護者が「理想とする子ども数」と「実際に予定している子どもの数」には大きな開きがあることがわかります。

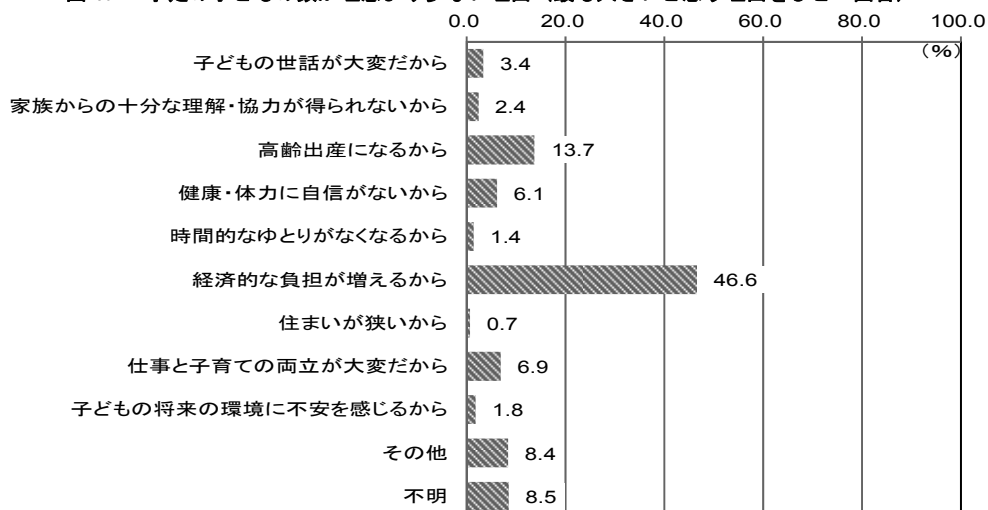
予定している子どもの数が理想の数より少ない理由については、「経済的な負担が増えるから」（46.6%）、「高齢出産になるから」（13.7%）といった理由が挙げられました。

図 39 理想の子ども数と予定している子どもの数



資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

図 40 予定の子ども数が理想より少ない理由（最も大きいと思う理由をひとつ回答）



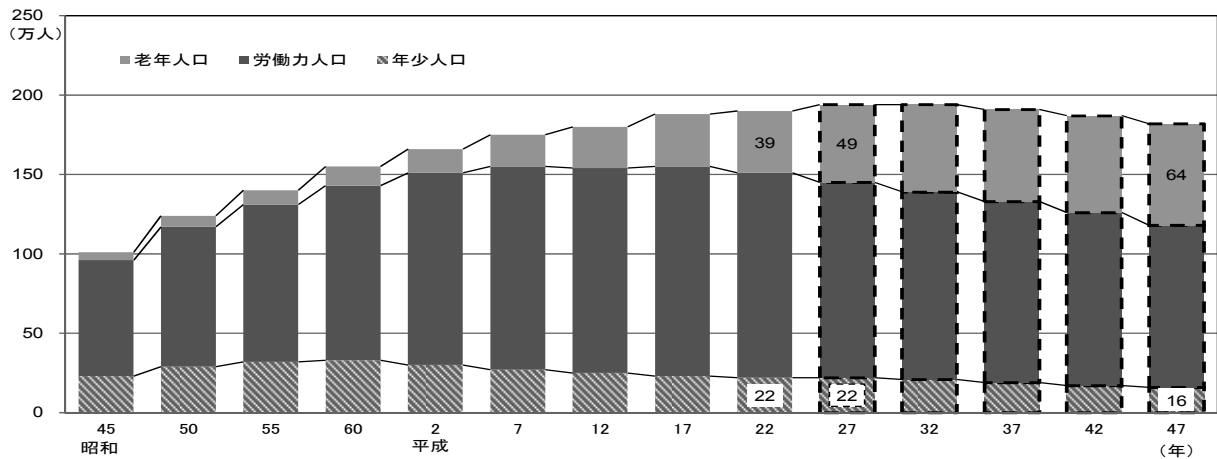
資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

■（参考）札幌の人口推移（図 41）

札幌市の人口は、平成 26 年 1 月現在、過去最高の 1,938,203 人となっています（推計人口、国勢調査ベース）。しかし今後は、平成 27 年ごろにピークを迎え、以降は減少に転じると予測されています。

また、年齢別で見ると年少人口（14 歳以下）は昭和 60 年の 329,087 人をピークに減少を続けており（国勢調査）、今後はさらに低下していく一方、老年人口（65 歳以上）は今後も増加傾向で推移し、平成 27 年には 49 万人と、札幌市民の 4 人に 1 人が高齢者という状況が予測されています。

図 41 札幌市人口の推移（年齢 3 区分別）



資料：総務省「国勢調査」、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

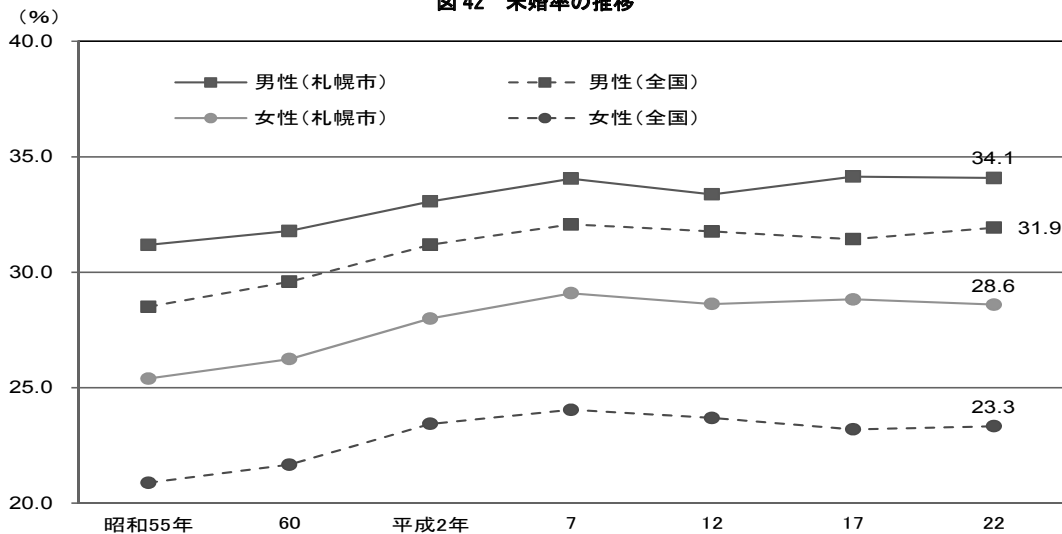
2 婚姻等に関すること

■未婚率（図 42）

未婚率（15 歳以上の人口に対する未婚者の割合）は全国的にみて横ばいから緩やかな上昇傾向にあり、札幌市でも同様の状況です。

札幌市と全国を比較すると、特に女性の未婚率は全国を 5.3 ポイント上回っており、男性についても 2.2 ポイント上回っています。

図 42 未婚率の推移

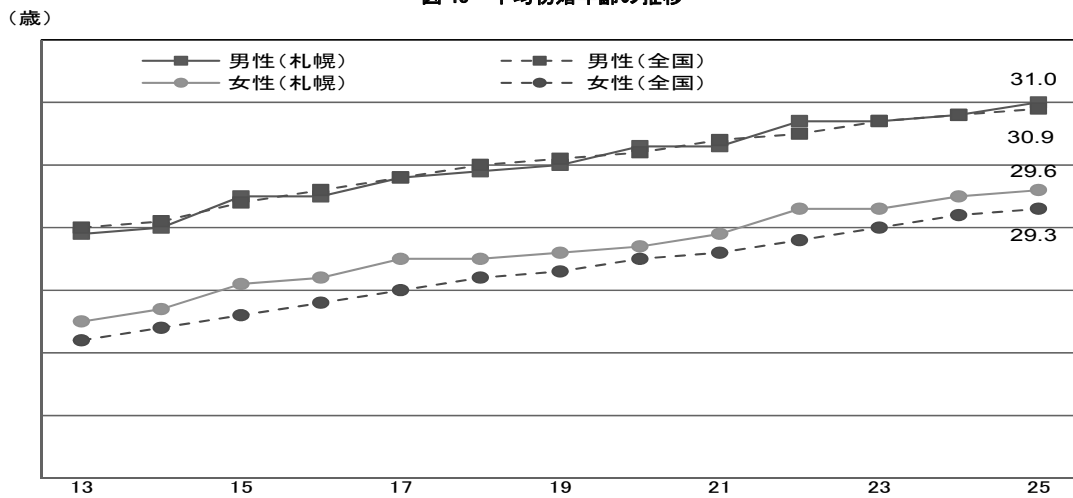


資料：総務省「国勢調査」

■平均初婚年齢（図 43）

男性が全国とほぼ同水準で推移しているのに対し、女性は常に全国平均を上回ってきました。平成 25 年においては、全国を 0.3 ポイント上回る 29.6 歳となっています。

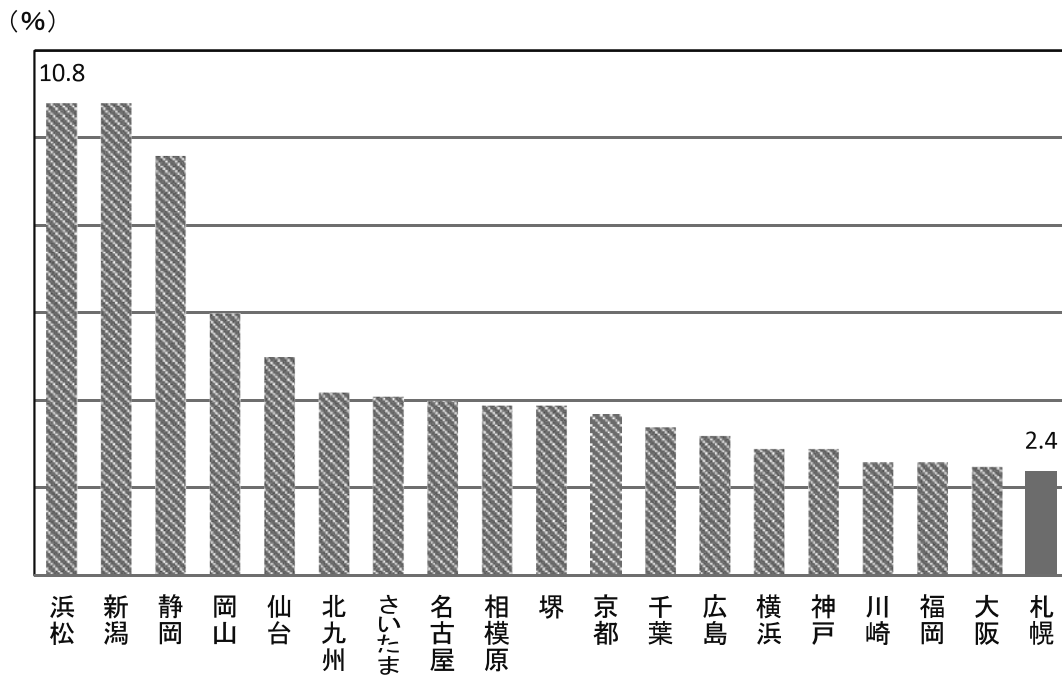
図 43 平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成 25 年）

■三世帯世帯の割合（図 44）

三世帯世帯の割合について、他政令指定都市と比較した場合、札幌市が最低となっています。

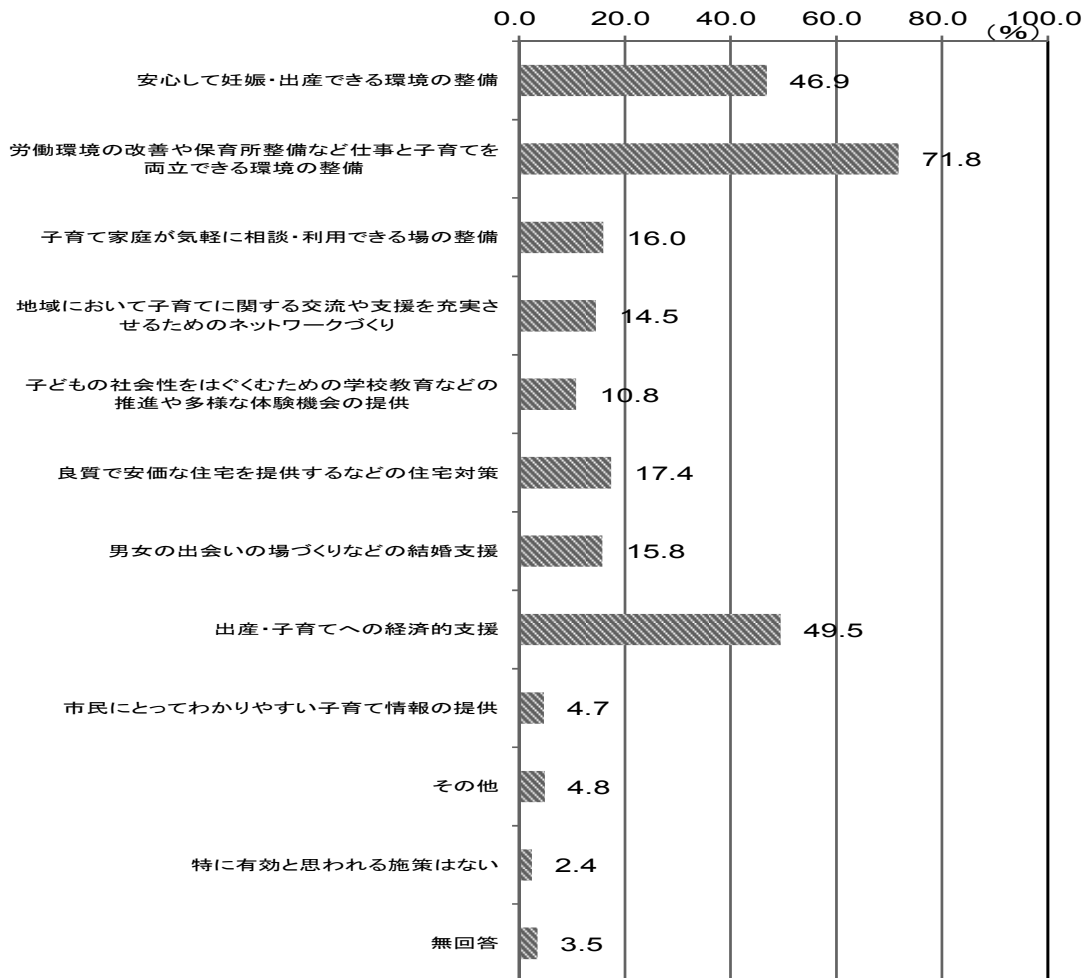


3 市民意見に関すること

■札幌市において有効と思われる少子化対策（図 45）

18歳以上の男女を対象に、札幌市において有効だと思われる少子化対策を聞いたところ、「労働環境の改善や保育所整備など仕事と家庭を両立できる環境の整備」（71.8%）と回答した割合が最も高く、次いで「出産・子育てへの経済的支援」（49.5%）、「安心して妊娠・出産できる環境の整備」（46.9%）となっています。

図 45 札幌市において有効と思われる少子化対策



資料：札幌市「市民アンケート」（平成24年度・第2回）

札幌市の合計特殊出生率については、平成17年に最低の0.98を記録した以降ゆるやかに上昇し、平成25年には1.14となりましたが、全国平均の1.43を大きく下回り、また、他の政令指定都市と比較しても最低となっております。

札幌市の少子化の背景について、女性の未婚率や平均初婚年齢が全国平均に比べ高いことや、三世帯世帯の割合が政令指定都市との比較の中で最も低いことが特徴としてみられますが、このほかにも、仕事と子育ての両立に関する課題や出産・子育てに伴う経済的な負担など、様々な要因が考えられます。

本計画においては、これらの要因を背景とした、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、生まれた子どもが豊かに育つことができるよう、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進することで出生率の向上を目指していきます。